

2025年～2026年シーズンにおける
高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
疫学調査報告書

2026年7月7日

高病原性鳥インフルエンザ
疫 学 調 査 チ ー ム

2025年～2026年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書の概要

1. 発生の特徴

2025年～2026年シーズン（本報告書での「シーズン」とは秋から翌年夏までをいう。以下「25/26シーズン」という。）の我が国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）は、2025年10月22日に北海道で初発事例を確認し、6シーズン連続の発生となった。その後、例年同様に12月、1月をピークに全国にわたる発生が確認され、2026年4月22日の最終発生までに16道府県24事例が確認された。24事例のうち、家畜伝染病予防法施行規則別表第2の3の項7の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）に位置した農場での発生は、5地域7事例（令和8年1月1日の施行前に、指定予定の地域で発生した事例を含む。）あり、2024年～2025年シーズン（以下「24/25シーズン」という。）のような集中発生事例は認められなかった。また、24事例のうち20万羽以上の大規模農場における発生は12事例あり、その結果殺処分羽数が増加し、約576万羽となった。さらに、8事例が2020年～2021年シーズン（以下「20/21シーズン」という。）から24/25シーズンに発生を経験した農場における再発事例であった。

野鳥については、2025年10月15日に北海道のオオタカでHPAIの感染を確認して以降、2026年5月22日に北海道で回収されたハシブトガラスまで16道県168事例（2026年6月30日時点）が確認された。野鳥の感染事例としては、渡り性の水鳥類に加えて、感染した野鳥を捕食又はその死体を採食する猛禽類やカラス類における感染が広く認められたことから、2025年秋以降、全国的に長期間にわたり家きん農場への高病原性鳥インフルエンザウイルス（以下「HPAIV」という。）の侵入リスクが高い状態にあったと考えられた。

2. ウイルスの特徴

25/26シーズンにおける家きんの発生事例で分離されたHPAIVは、全てH5N1亜型であり、HA遺伝子の解析の結果、2021年～2022年シーズン（以下「21/22シーズン」という。）から24/25シーズンまで見られていたG2dグループ（2021年に欧州分離ウイルスと近縁）、2022年～2023年シーズン（以下「22/23シーズン」という。）から24/25シーズンまで見られていたG2cグループ（2021年に西シベリア及び中国中南部で分離）及び今回新たに分類された欧州系統（25/26シーズンに欧州で新たに分離されたものと近縁なグループ）の3つのグループに分類された。さらに詳細を比較したところ、野鳥のみで分離されたHPAIV（H5N5亜型）を含め、25/26シーズンは少なくとも8つの遺伝子型のH5亜型HPAIVが国内に侵入していたことが明らかになった。

25/26シーズンに家きんから分離された3遺伝子型のウイルスとして、6例目、7例目及び18例目の分離ウイルスを用いた高濃度ウイルス量の経鼻感染試験では、接種した鶏は全て死亡し、平均死亡日数には遺伝子型による大きな差はなかった。また、発生事例では時間の経過とともに死亡羽数が増加する等の所見が得られていることから、25/26シーズン発生においても、死亡羽数の増加はHPAI疑いの早期発見・早期通報のための有効な指標であったと考えられた。

3. 侵入経路・侵入時期

25/26シーズンに国内の発生農場から分離されたウイルス株の一部（G2d-0）は、同じ遺伝子型のウイルスが21/22シーズンから24/25シーズンにも確認されていたが、2025年の6月下旬から10月中旬にかけて家きんでの発生及び野鳥の感染事例の報告がないこと、環境温度が高くなる夏季にウイルスが残存する可能性は低いと考えられること等から、25/26シーズンに改めて国内にウイルスが侵入した可能性が高いと考えられる。

農場へのウイルスの侵入要因については、野鳥の感染が広い範囲で起こっていたこと等から、農場及び家きん舎の周辺環境には多くのウイルスが存在していた可能性が高く、このことが主な要因と推察された。

家きん舎へのウイルスの侵入要因については、多くの農場で、裏口を含めた家きん舎立入り時の手指の洗浄・消毒等の人の衛生管理や、家きん舎の壁面破損の修繕等の野生動物侵入防止対策に不備等があったことから、これらがウイルスの侵入経路となった可能性が考えられた。農場内で発見されたクマネズミの死体から分離されたHPAIVは、同農場の家きんから分離された株と全遺伝子分節の塩基配列が高い一致率を示し、農場での発生後にクマネズミが感染した可能性も考えられるが、クマネズミが農場へのウイルスの侵入要因であった可能性や、感染家きん舎内のクマネズミが、他の家きん舎への感染拡大要因になった可能性が考えられた。また、家きん舎に野生動物の侵入の痕跡がなく、家きん舎に出入りする人や物の衛生対策が相当徹底されている農場においても発生が確認されており、これらの家きん舎への侵入経路については、ウイルスに汚染された粉塵、羽毛等の様々な可能性についても検証する必要があると考えられた。

4. 提言

近年の国内及び世界各地でのHPAIの発生状況等を考慮すると、2026年～2027年シーズン（以下「26/27シーズン」という。）も、国内にHPAIVが侵入する可能性が高い。また、5月下旬に北海道の野鳥でHPAI陽性事例が確認される等、野鳥における感染確認期間の長期化を考慮すると春以降も家きんでの発生が継続するおそれがある。さらに、世界的なHPAIの流行により、20/21シーズン以降国内に侵入するウイルスの遺伝子型は多様化しており、26/27シーズンに侵入するウイルスの性状等が変化する可能性もある。これらを踏まえ、以下に提言する。

- ①早期発見・早期通報を徹底すること
- ②定期的な勉強会等を通じて、全ての従事者及び農場に出入りする外部事業者が、飼養衛生管理基準の全項目を継続的に遵守すること
- ③大臣指定地域においては、連続発生リスクを踏まえ、家きん舎周囲の消毒に十分な量の消毒薬を確保するとともに、適切な塵埃対策の事前準備を完了させること
- ④農場近隣の水田の耕起、野鳥を誘引する要因となり得る他畜種の堆肥を扱う施設等においても誘引防止対策を実する等、地域一体となって野鳥の誘引防止対策を検討することにより、農場へのウイルス侵入機会を可能な限り減少させること
- ⑤大規模農場において、発生に備えた分割管理の導入を検討すること
- ⑥都道府県は、既発農場の発生リスクが高いという事実を十分に意識した上で、外部専門家も活用し、経営再開時やシーズン前における衛生管理状況の点検・指導を行うこと
- ⑦あひる（あいがも）農場やうずら農場においては死亡の増加等の異常の兆候が明確でない場合があることを認識し、日常の飼養管理における異状の早期把握及び

通報を徹底すること

- ⑧農林水産省や関係機関は、HPAIに関する継続的な情報収集、世界各地での発生動向の監視及び発生要因のリスク分析等の研究調査体制の強化及び地域におけるウイルスの浸潤状況の把握等を行うこと
- ⑨海外における哺乳類での感染動向を注視するとともに、家畜保健衛生所は、管内の飼養牛において異状の原因が特定されない場合には、HPAIの可能性も考慮した検査を検討すること

謝辞

本報告書は、多くの関係者及び関係機関の尽力により取りまとめられたものであり、その貢献について以下に簡潔に記載するとともに、ここに深く謝意を表します。

HPAI疫学調査チーム委員の皆様には、本報告書の作成にあたり、データの分析及び報告書の執筆に多大なる御尽力を賜りました。

また、道府県家畜衛生部局、家畜保健衛生所及び動物検疫所の皆様におかれては、現地調査へ対応いただくとともに資料の作成に御協力いただきました。さらに、生産者の皆様、地方農政局及び北海道農政事務所の皆様には、現地調査の実施にあたり多大な御協力をいただきました。

加えて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門及び鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センターの皆様には、データの分析及び資料の提供に多くの御支援を賜りました。都道府県鳥獣部局、環境省鳥獣保護管理室及び関係研究機関の皆様には、野鳥調査の実施及びデータの提供をいただきました。

HPAI発生時には、都道府県、市町村、関係団体、民間事業者等、多くの関係者に円滑な防疫措置の実施に御協力いただきました。

このほか、現地防疫対応、検査・分析、情報収集等に御尽力いただいた関係機関・関係団体及び関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

<目次>

2025年～2026年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書の概要.....	i
1 はじめに.....	1
2 25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応について.....	2
(1) 発生及び対応の概要.....	2
(2) 都道府県や関係府省庁との連携、関係機関・団体等の協力.....	3
3 25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生の特徴.....	4
(1) 海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況.....	4
1) 概況.....	4
2) 東アジアでの状況.....	4
3) 欧州での状況.....	4
4) 北米での状況.....	5
5) 中南米での状況.....	6
6) アフリカでの状況.....	6
7) 南極での状況.....	6
8) オセアニアでの状況.....	6
9) ヒト以外の哺乳類での感染状況.....	6
(2) 国内における家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況.....	15
(3) 国内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染状況.....	18
1) 野鳥感染の概況.....	18
2) 陽性確認事例数の推移.....	19
3) 野鳥の感染状況の特徴.....	21
(4) 発生農場周辺における野鳥の調査.....	24
1) 方法.....	24
2) 調査結果.....	25
(5) 分離されたウイルスの性状.....	34
1) ウイルス遺伝子の解析.....	34
2) ウイルス国内侵入・拡散経路の推定.....	37
3) ウイルスの病原性解析.....	41
4 総合的考察.....	42
(1) 発生の概要.....	42
(2) 分離されたウイルス株の特徴.....	44
1) ウイルス遺伝子の特徴.....	44
2) ウイルスの遺伝子的特徴に基づく国内侵入・拡散経路の推定.....	45
3) ウイルスの病原性.....	46
(3) ウイルスの侵入経路.....	47
1) 国内への侵入時期・経路.....	47
2) 農場へのウイルスの侵入リスク.....	47
3) 家きん舎への侵入経路.....	48
4) 過去に発生があった農場での再発.....	49
5 25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言.....	50
(1) 異状の早期発見・早期通報.....	50
(2) 飼養衛生管理の徹底.....	50

(3) 大臣指定地域における発生に備えた準備.....	51
(4) 関係機関と連携した地域一体の野鳥対策.....	51
(5) 大規模農場における分割管理の導入.....	52
(6) 既発農場における対策.....	52
(7) あひる（あいがも）農場やうずら農場における対策.....	52
(8) 情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）.....	53
(9) その他.....	54

1 はじめに

25/26シーズンは、10月15日に北海道で発見されたオオタカ死亡個体から初めてH5N1亜型HPAIVが検出され、その後10月22日に北海道の採卵鶏農場でHPAIが発生、これが家きんでの初発となった。家きんでの発生は、2020年11月から6シーズン連続で、10月の初発は24/25シーズンの10月17日に次ぐ早い発生であった。その後2026年6月30日現在までに、北海道から九州の16道府県で24事例（採卵鶏17事例、肉用鶏5事例、あひる（あいがも）1事例、うずら1事例）の発生となった。家きんの殺処分数は570万羽を超えたが、比較的狭い地域で続発があった24/25シーズンに比べ発生件数は半数以下に留まった。一方、6道県8農場は2回目以上の再発であり、再発農場は24/25シーズンの9農場に次いで過去2番目の件数となった。再発農場は、立地等が感染リスクの高い環境であると推察されることから、発生歴のある農場はもちろん、環境を共有する周辺農場を含め、地域としての感染予防対策の重要性が改めて認識された。また、発生があった24農場中12農場が飼養羽数20万羽以上の大規模農場（うち3農場は50万羽以上）であったこと、うち5農場が再発農場であったこと等から、農場経営や社会への影響を最小限にする一案として、農場の分割管理についてさらなる検討が必要と考えられた。

25/26シーズンは、野鳥の死亡、衰弱又は捕獲個体153事例、環境水等15事例及び哺乳類6事例から16道県で感染が確認され（6月30日現在）、北海道での初発以降、全国で感染が確認されたことから25/26シーズンもHPAIVが全国の野鳥に広がっていたことが示された。一方、家きんで発生があった11府県では野鳥等での感染報告が無く、このことは近隣での発生状況によらず、国内ではシーズン中どこでも感染リスクが存在することを示している。また北海道では、国内で初めてHPAIVがアライグマ及びテンの死亡個体から分離され、岩手県の発生農場ではクマネズミの死体からHPAIVが分離された。これら哺乳動物は日本全国に分布し、いずれも家きん舎に侵入する恐れがある。世界的にも哺乳動物での感染数が増加傾向にある中、家きんへの感染リスクとして哺乳動物の家きん舎内侵入には一層の注意が必要と考えられた。

家きん飼養農場でのHPAI発生について、25/26シーズンも疫学調査チームによる現地調査及び関係者からの聞き取り等が行われ、病鳥や農場内外でのサンプル採取やウイルス分離及び分離株の遺伝子解析等が実施された。本疫学調査報告書では、今後の発生予防、まん延防止対策の強化・徹底のため、疫学調査の成績とそれらに基づく提言を報告書としてまとめた。HPAIVの地球規模の感染拡大や野鳥での世界的な感染数の増加、さらには哺乳類への宿主域拡大傾向から、国内では来シーズン以降も家きんへの感染リスクが高い状況が継続する可能性が高い。このような中、本報告書が本病の予防対策の推進や改善の参考になれば幸いである。

最後に、本報告書の作成に御尽力いただいた委員諸氏並びに発生時の防疫対応に当たられた農場、各地方自治体及び関係団体等、多くの関係者及び現地調査に御協力いただいた関係各位に深謝申し上げます。

2026年7月7日

高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム長 山口剛士
国立大学法人鳥取大学農学部教授

2 25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応について

農林水産省消費・安全局動物衛生課

(1) 発生及び対応の概要

日本におけるHPAIについては、2004年1月に79年ぶりに発生が確認されて以降、数年おきに発生が確認されていたが、欧米を含む世界的な流行を背景に20/21シーズンから24/25シーズンにかけて初の5シーズン連続での発生となっていた。そのような中、25/26シーズンについても2025年10月22日に1例目が発生後、2026年4月までに24事例の発生があり、6シーズン連続の発生となった。

24/25シーズンは、家きん農場においては、これまで最も早い2024年10月17日に発生が確認されて以降、2025年2月まで14道県51事例が確認された。そのうち32事例は、1月2日から2月1日にかけて確認された愛知県（13事例）、岩手県（4事例）及び千葉県（15事例）の家きん農場集中地域における連続発生によるものであった。また、全51事例のうち9事例が過去に発生した農場での再発、17事例が20万羽以上を飼養する大規模農場での発生であった。このような状況を受け、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、農林水産省では、2025年4月に「鳥インフルエンザ対策パッケージ」を発表し、①飼養衛生管理の強化、②分割管理の推進、③ワクチン接種の検討、④まん延防止に向けた防疫措置の見直しの取組を進めた。

周辺国に目を向けると、韓国において2025年6月にH5N1亜型HPAIの発生、台湾においても2025年8月にH5N1亜型HPAIの発生が確認されており、発生期間が周年化しつつある。また、欧州においては、24/25シーズンは2023年～2024年シーズン（以下「23/24シーズン」という。）と比較して、野鳥及び家きんの両方でHPAIVの検出事例が増加しており、米国では24/25シーズンは発生件数及びとう汰羽数の両方で過去最も多くなった。このような状況から、25/26シーズンも、秋に我が国に飛来する渡り鳥によってHPAIVが持ち込まれるリスクは高いと考えられた。

このため、農林水産省では、2025年9月8日に都道府県の家畜衛生担当者等を参集した越境性動物疾病防疫対策強化推進会議を開催し、HPAIをはじめとする動物疾病への対策に万全を期すよう注意喚起を行うとともに、2025年9月8日付けで都道府県に対し、①重点対策期間の設定、②異状の早期発見・早期通報、③農場における発生予防対策、④再発・密集地域における指導の強化、⑤大規模農場における対策、⑥農場周辺の水場、環境での野生動物対策の強化等、HPAIの防疫対策の徹底に係る通知を発出して厳重な警戒を呼びかけた。その後も、韓国の家きん農場におけるHPAI発生事例（京畿道坡州市の地鶏農場におけるHPAI（H5N1亜型）の発生事例（9月12日））を踏まえ、都道府県に対し、防疫対策の再徹底を要請した。

このような中、2025年10月22日、北海道内の採卵鶏飼養農場（飼養羽数約45.9万羽）において25/26シーズン初のHPAIの発生が確認された。その後、2026年4月22日までに、採卵鶏（育成鶏を含む。以下同じ。）、肉用鶏（種鶏を含む。以下同じ。）、あひる（あいがも）及びうずらを飼養する農場で16道府県において24事例の発生が確認され、防疫措置のために約576万羽が殺処分の対象となった。

25/26シーズンは、12月16日までに確認された7例のうち4事例が過去に発生を経験している農場での発生であり、また4例目（新潟県2例目）については22/23シーズン及び24/25シーズンに続く3度目の発生であったこと、さらに野鳥において全国的にHPAIVが検出されており、環境中に広く存在していると考えられたことに加

え、欧州でも野鳥において2016年以降最大規模のHPAI陽性事例が確認され、渡り鳥の共通の営巣地や中継地においてHPAIが広くまん延していることが疑われたことから、例年発生ピークの1月を迎える前の12月19日に「第97回家きん疾病小委員会・令和7年シーズン第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合」を開催し、都道府県及び生産者等関係者に対し、①早期発見・早期通報の徹底、②飼養衛生管理の徹底、③野鳥対策、④過去に発生があった地域や家きん農場集中地域における対策について提言がなされた。さらに、12月23日に令和7年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議を開催し、農林水産大臣メッセージとともに対策の強化について呼びかけた。

また、2026年2月21日に発生が確認された20例目（岩手県金ケ崎町）は、渡り鳥の北帰行が本格化する中で東北地方における25/26シーズン初めての発生であったことから、渡り鳥の北帰行の時期における警戒を促すため、都道府県に対し2026年2月24日付けで通知を発出し、改めてHPAIの防疫対策の徹底について要請した。

25/26シーズンは2026年4月22日の青森県の採卵鶏農場における24例目以降新たな発生はなく、すべての防疫措置は5月1日までに完了した。このことを踏まえ、国際獣疫事務局（WOAH）の陸生動物衛生規約に基づき、我が国は2026年5月30日を開始日としてHPAIの清浄国に復帰した。

（2）都道府県や関係府省庁との連携、関係機関・団体等の協力

農林水産省と各発生県は、発生ごとに大臣・副大臣・大臣政務官や知事も含めて密接に連絡を取り、感染拡大防止に向けて連携して防疫措置を行った。国においては、2025年10月22日に鳥インフルエンザ関係閣僚会議を開催するとともに、幹事会を含め関係府省庁連絡会議を計25回開催し、関係府省庁間の連携を確認した。

発生事例の防疫措置について、2025年度においては、2024年度同様、引き続き都道府県に対し、全国会議等の場において動員計画の不断の見直しと防疫演習の実施を促した。また、迅速な防疫措置に必要な人員を確保するため、2025年2月4日に、各都道府県に対しHPAIの発生時には民間事業者等の積極的な活用を促し、5月30日付けで動物衛生課長通知を都道府県家畜衛生主務部長に対し発出し、都道府県内の最大飼養規模の農場における発生や養鶏集中地域等における同時発生を想定した動員計画等について行政機能の維持が困難となるやむを得ない場合を除き、自衛隊の災害派遣要請に依らず都道府県が自ら対応可能な防疫体制の構築を求めた。こうしたことにより、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和7年10月1日一部変更。以下「防疫指針」という。）に基づき、防疫作業者の不足を招くことなく、関係機関・団体、市町村、民間事業者等が協力して実際の防疫措置を実施した。特に、24事例中19事例においては、農場内での防疫作業に民間事業者が動員され、飼養羽数が97万羽を超える大規模農場を含め、全24事例で、自衛隊の災害派遣要請を行うことなく防疫措置を完了した。農林水産省は、必要に応じ職員を県に派遣し、県と密に連絡を取って対応した。また、農林水産省（地方農政局等、動物検疫所、動物医薬品検査所）、独立行政法人家畜改良センター及び他都道府県から、防疫措置従事者の派遣等が行われた。

加えて、迅速な防疫対応の開始のため、発生県が実施した病性鑑定結果の確認や確定検査について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が24時間体制で対応した。

3 25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生の特徴

(1) 海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

農林水産省消費・安全局動物衛生課

1) 概況

2020年秋以降、HPAIVの野鳥及び家きんでの感染確認事例が、アジア及び欧州に留まらず、中東、アフリカ、南米、オセアニア、さらには南極大陸にも拡大している(図1)。2025年9月以降¹、世界各国で確認された主要なHPAIの血清亜型はH5亜型であり、ウイルスをHA遺伝子配列に基づく遺伝子型により分類すると、2016年～2017年にユーラシア大陸で広く発生がみられたものと同じClade 2.3.4.4bに属している[1、2]。

2) 東アジア²での状況

韓国の今シーズン(2025年9月以降)の家きんにおける発生状況を図2に示す(2026年6月17日時点)。家きんにおいては昨年9月に1例目が確認されて以降62事例(昨シーズン:51事例)、野鳥においては同年10月に1例目が確認されて以降63事例(昨シーズン:43事例)の発生があり、殺処分対象羽数は約712万羽(昨シーズン:約249万羽)とされている。家きんでの発生事例数は過去2シーズンを上回った。採卵鶏農場での発生が多数確認されたことから、殺処分羽数は過去5シーズンで最多となった。鶏卵価格も高騰し、韓国当局は米国やタイから鶏卵の緊急輸入を行っている[2、3]。また、今シーズンは、昨シーズンに比べて渡り鳥の飛来数が増加したことも確認されており、来シーズンに向けて、監視スポットを増やす等して渡り鳥のモニタリングを強化するという方針が発表されている[4]。今シーズンの特徴として、家きんでは2種類(H5N1、H5N9)、野鳥では3種類(H5N1、H5N6、H5N9)の亜型のHPAIVが検出されたことに加え、家きんから検出されたウイルス(H5N1)の一部で病原性及び感染性が過去のシーズンのものと比べて高いことが確認されたことから、韓国当局は、家きんにおけるHPAI発生リスクが高いとして昨年末から警戒を呼び掛けていた。なお、感染性等が高まっていることが確認された韓国のウイルス全ゲノムの塩基配列

を確認したところ、同じウイルスは今シーズン日本では検出されていないことが確認された[2、3]。

台湾の今シーズン(2025年9月以降)の家きんにおける発生状況を図3に示す(2026年6月24日時点)。台湾では家きんにおいて28事例(昨シーズン:28事例)の発生が確認されており、いずれもH5N1亜型HPAIVによるものであった[5]。

その他、モンゴル、中国においても、昨年秋以降、野鳥におけるHPAI発生が報告されている[2]。

3) 欧州での状況

欧州食品安全機関(EFSA)がインターネット上で提供するHPAIV検出状況によると、今シーズンは、2025年9月以降2026年6月4日までに、欧州35か国³で、家きん861

¹ 国によって季節やシーズンが異なるが、本章では原則として2025年9月以降の発生状況について記述している。

² 東アジア: モンゴル、中国、北朝鮮、韓国、台湾、香港、マカオ

³ 欧州35か国: オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リ

事例、捕獲・飼養鳥235事例、野鳥6,914事例の感染確認事例が報告されている[6]。

欧州での感染状況の2020年以降の推移を図4に示す(2026年6月26日公表)。今シーズンは、野鳥においては、2016年以降で最大の発生件数となった。EFSAは、野鳥の中でも特に水鳥におけるHPAIV検出率が高かったことについて、新たな遺伝子型であるEA-2024. DI. 2. 1が水鳥において従来より伝播しやすかったこと等が原因であると考察している。野鳥においては、外見上健康な個体と死亡個体の両方からHPAIVが検出されており、昨年秋には、ドイツ、フランス、スペインのクロヅルや英国、アイルランド等のハクチョウでもHPAIが原因の大量死が報告されている。

今後、この遺伝子型のウイルスが日本にも侵入する可能性があるため、野鳥の監視を継続することが重要と考えられる。

野鳥における顕著な発生の増加が家きん農場における広範な発生に繋がり、家きんにおける発生件数も過去3シーズンを上回った。家きんでの発生原因については、野鳥との直接的又は間接的な接触による一次感染であった可能性が高いとされている[7、8、9、10]。

フランスでは2023年から商用あひるを対象としたHPAIワクチン接種が開始されており、2024年以降はフランス全土(コルシカ島を除く)の2,700農場約6,000万羽が対象となっている[11]。フランスにおいては今シーズンに156事例のHPAI発生が確認されており(2026年6月17日時点)[6]、その中にはワクチン接種農場での発生も含まれている(2025年9月6日から2026年2月27日までの期間においては、107件の発生のうち45件がワクチン接種農場だった)。しかしながら、ワクチン接種開始以前のシーズンと異なり、農場間の二次感染はほとんど確認されておらず、サーベイランスとバイオセキュリティ措置に加えてワクチン接種を実施することにより、感染農場からのまん延が抑制される可能性があるとしてEFSAは考察している[7、8、9、10]。

なお、欧州においては、英国、オランダ、イタリア等でもHPAIワクチン接種に関する検討が進められている[12、13、14]。

4) 北米での状況

2022年2月以降の家きんにおけるHPAIの発生状況を図5に示す(2026年6月17日時点)。

米国では、今シーズン(2025年9月以降)、野鳥では50州において4,470事例の感染報告があった。家きん(裏庭等を含む。以下同じ。)では43州において519事例の発生が報告され、殺処分対象羽数は3,177万羽となっている[15]。

カナダでは、今シーズン、野鳥では592事例の報告があり[16]、家きんでは117事例の発生が報告され、その殺処分対象羽数は約292万羽となっている⁴[17]。

北米においては2021年以降発生が継続しており、米国におけるこれまでの殺処分羽数は累計2億羽を超えている。特に昨シーズンの発生は過去最大規模となり、鶏卵需給がひっ迫、価格が高騰した。こうした状況を踏まえ、米国農務省(USDA)は、昨年2月、HPAI対策と卵価引下げを目的とした10億ドル規模の包括的戦略を発表した[18、19]。

トアニア、ルクセンブルグ、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国

⁴ 発生事例数は、カナダ当局の公表データを農林水産省で集計した。

5) 中南米での状況

2022年に北米から侵入して以降、中南米におけるHPAIV感染は継続して報告されており（図1）、2025年9月以降もチリ、アルゼンチン等の7か国で家きんにおけるHPAIV感染が報告された（2026年6月17日時点）[2、20、21]。

6) アフリカでの状況

アフリカにおいても、HPAIの発生が継続して報告されている。2025年9月以降は家きんでは、コートジボワール、ナイジェリア、南アフリカ、セネガルの4か国において47事例報告されており（2026年6月17日時点）、全てH5N1亜型である（図1）[21]。

7) 南極での状況

南極大陸では2023年の初確認以降、継続的に野生動物におけるHPAIV感染事例が確認されており、昨春秋以降はペンギン及びゾウアザラシでの感染が報告されている[21]。

8) オセアニアでの状況

2024年から2025年にかけてオーストラリア及びニュージーランドの家きんでHPAI発生が報告されているが、いずれもH7亜型であり、いずれの国においてもH5亜型の感染は確認されていなかった[2]。

2025年11月、オーストラリア・パースの南西約4,000kmに位置する、インド洋上の無人島であるハード島のアザラシ及びペンギンから採取されたサンプルからH5亜型のHPAIVが検出され、オーストラリアの領土においてH5亜型のHPAIVが検出された初めての事例となった[22]。その後、2026年6月、西オーストラリア州においても野鳥2羽（オオトウゾクカモメ及びオオフルマカモメ）からH5亜型のHPAIVが検出された。それまで、オーストラリア本土はH5亜型が確認されていない唯一の大陸と言われていたが、本事例により、世界の全ての大陸でH5亜型が確認されることとなった。なお、家きんにおいては現時点ではH5亜型の感染は確認されていない[23]。

9) ヒト以外の哺乳類での感染状況

2020年以降、ヒト以外の哺乳類（以下単に「哺乳類」という。）におけるHPAIVの感染事例数・地域が増加している。

家畜以外の哺乳類では、海外では、イヌ科、ネコ科、イタチ科、ネズミ科の動物等での報告に加え、海洋哺乳類での感染事例が増加している。本年2月、米国カリフォルニア州では、同州の海洋哺乳類では初の事例としてゾウアザラシにおけるH5N1亜型HPAIV感染を確認した。その後も州内のラッコやアシカで継続的に感染が確認されている[24、25]。また、本年5月、ノルウェーのスピッツベルゲン島のホッキョクグマとセイウチからHPAIV（H5N5亜型）が検出された。ノルウェー当局の発表によれば、同事例は、ノルウェー及びヨーロッパにおいてホッキョクグマからHPAIVが検出された初の事例である[26]。

家畜では、米国の乳牛におけるHPAI発生が、件数は減少したものの継続して報告されている（図6、7）。乳牛における発生については、まず野鳥から乳牛へのHPAIVの感染が発生し、その後、搾乳作業を通じて、乳牛から乳牛へ感染が広がっ

たと推定されている[27]。また、これまで米国のみで乳牛のHPAIV感染が確認されていたが、本年1月、オランダの農場にて、乳牛からHPAIVに対する抗体の検出が報告されている。当該農場では昨年12月、ネコがHPAIVに感染して死亡しており、それを受けて調査を行った結果、飼養されていた乳牛から抗体が検出された。HPAIV自体は分離されず、他の乳牛や近隣の農場へのウイルスの広がりを示す兆候は確認されていなかったことから、オランダ当局は、人への感染リスクは非常に小さいと評価しつつ、生乳等は加熱処理が必要である旨注意喚起を行っている[28]。なお、日本では乳牛におけるHPAIV感染は確認されていない。

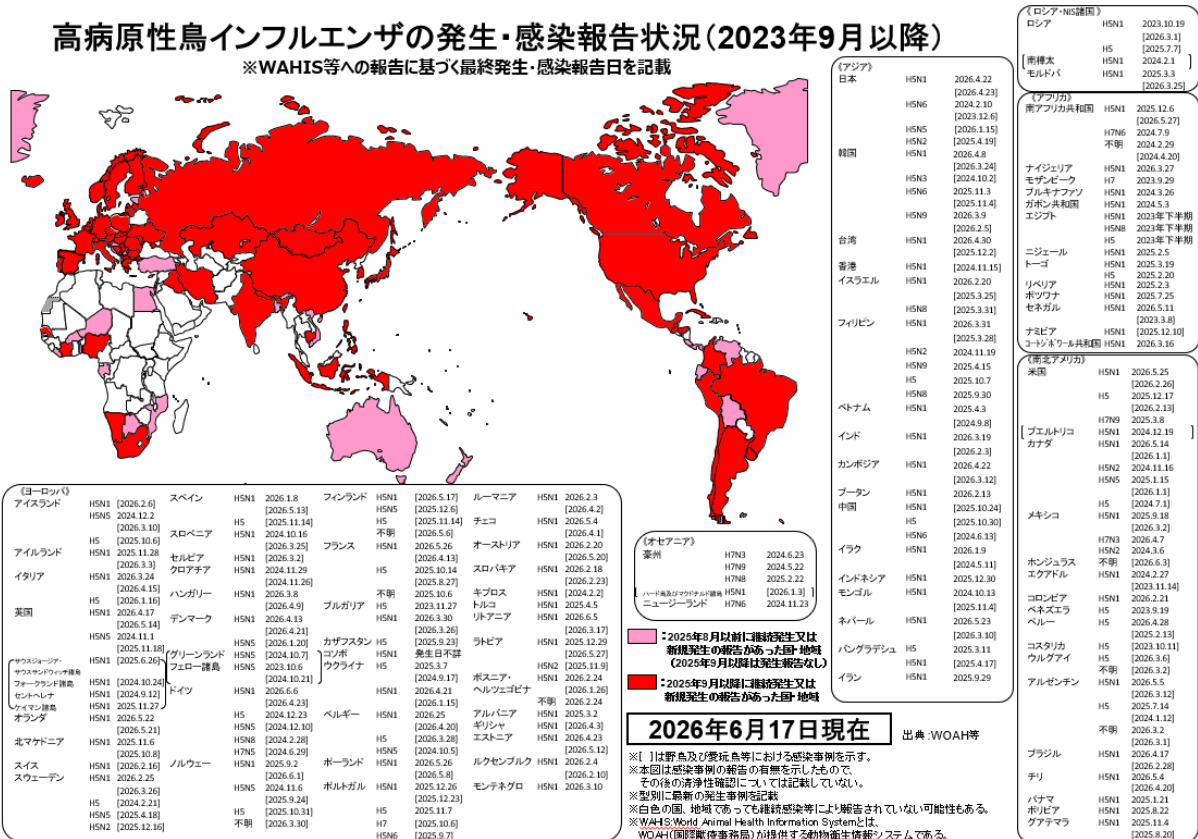


図1. 世界におけるHPAIの発生状況 (2026年6月17日時点)

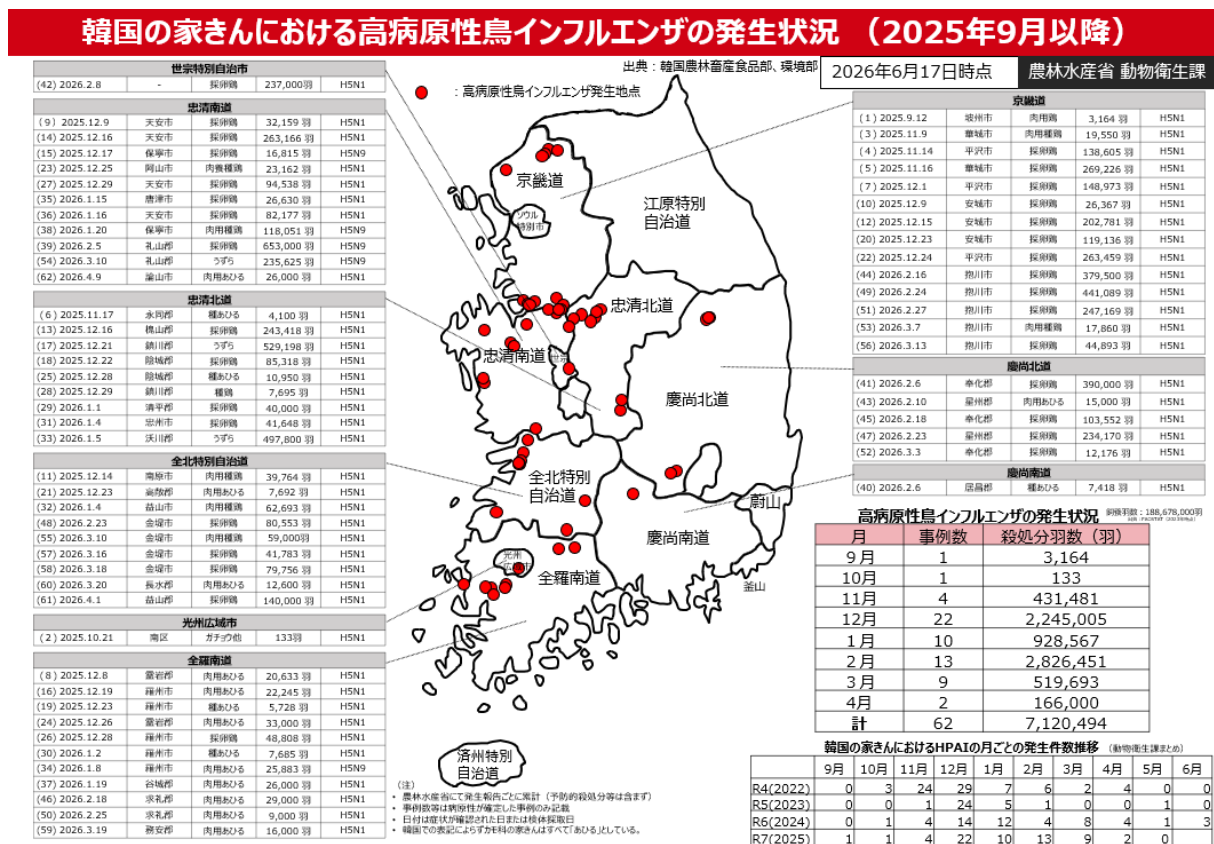


図2. 韓国の家きんにおけるHPAIの発生状況 (2025年9月以降) (2026年6月17日時点)

台湾の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2025年9月以降）

2026年6月24日時点 農林水産省 動物衛生課

台北市				
(12) 2026.1.31	万華区	肉用鶏 (食品処理場)	23羽	※由来農場：H5N1 ※前立市、台南市（検出されず） 嘉義市（処理済み）
(19) 2026.3.3	万華区	肉用鶏 (食品処理場)	6羽	H5N1 ※由来農場：雲林県（検出されず）
(23) 2026.4.10	万華区	肉用鶏 (食品処理場)	97羽	H5N1 ※由来農場：雲林県（検出されず）
(26) 2026.4.18	万華区	肉用鶏 (食品処理場)	14羽	H5N1 ※由来農場：屏東県（検出されず）

台中市				
(11) 2026.1.27	豊原区	採卵鶏	4,982羽	H5N1
(25) 2026.4.11	后里区	肉用鶏 (食品処理場)	422羽	H5N1 ※由来農場：雲林県（検出されず）

彰化県				
(1) 2025.9.16	芳苑郷	採卵鶏	13,375羽	H5N1
(4) 2025.12.23	芳苑郷	採卵鶏	27,347羽	H5N1
(21) 2026.3.12	芳苑郷	採卵鶏	62,314羽	H5N1
(28) 2026.6.17	福興郷	うずら	100,278羽	H5N1

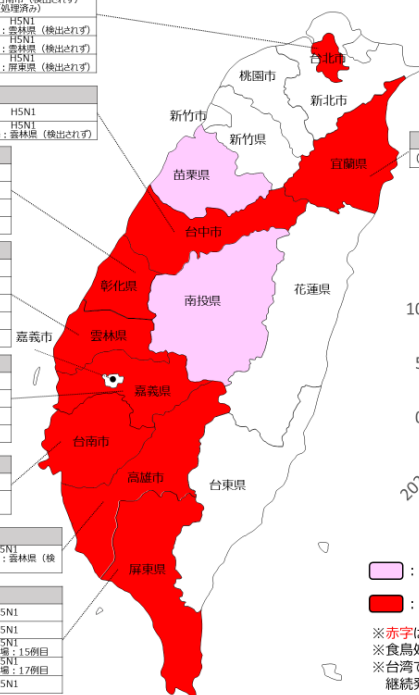
雲林県				
(3) 2025.12.11	元長郷	あひる	5,267羽	H5N1
(13) 2026.2.4	西港郷	肉用鶏 (肉用鶏)	1,626羽	H5N1
(16) 2026.3.2	水林郷	肉用鶏	6,419羽	H5N1
(18) 2026.3.3	水林郷	肉用鶏	18,535羽	H5N1
(22) 2026.3.13	水林郷	肉用鶏	883羽	H5N1

嘉義県				
(5) 2026.1.2	朴子市	採卵鶏	49,542羽	H5N1
(6) 2026.1.8	民雄郷	肉用鶏	22,374羽	H5N1
(7) 2026.1.9	朴子市	採卵鶏	43,302羽	H5N1
(9) 2026.1.14	朴子市	採卵鶏	22,631羽	H5N1

台南市				
(10) 2026.1.15	後壁区	採卵用鶏	10,836羽	H5N1
(15) 2026.2.14	後壁区	採卵用鶏	0羽	H5N1 (鶏卵の検出は確認済み)

高雄市				
(24) 2026.4.11	岡山区	肉用鶏 (食品処理場)	496羽	H5N1 ※由来農場：雲林県（検出されず）

屏東県				
(2) 2025.10.13	塩埔郷	うずら	118,986羽	H5N1
(8) 2026.1.13	高樹郷	採卵用鶏	8,640羽	H5N1
(17) 2026.3.2	高樹郷	肉用鶏 (食品処理場)	485羽	H5N1 ※由来農場：15例目
(20) 2026.3.3	高樹郷	肉用鶏 (食品処理場)	5,535羽	H5N1 ※由来農場：17例目
(27) 2026.4.30	塩埔郷	うずら	78,180羽	H5N1

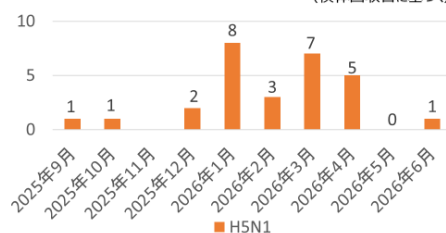


発生件数 28件

宜蘭県				
(14) 2026.2.10	冬山郷	鶏舎養鶏 (鶏、あひる、がちょう)	13羽	H5N1

2025年9月以降の発生件数

(検体回収日に基づく)



■ 2025年8月以前に発生があった県・市（2025年9月以降は発生なし）

■ 2025年9月以降に継続発生または新規発生のあった県・市

※赤字は更新箇所

※食鳥処理場及び家庭飼育における採材・検出を含む。

※台湾では、2022年9月以前から高病原性鳥インフルエンザ（H5N2等）の継続発生が確認されている。

出典：台湾当局HP（URL：<https://ai.gov.tw/index.php>）

図3. 台湾の家きんにおけるHPAIの発生状況（2025年9月以降）（2026年6月24日時点）

Avian influenza overview March–May 2026

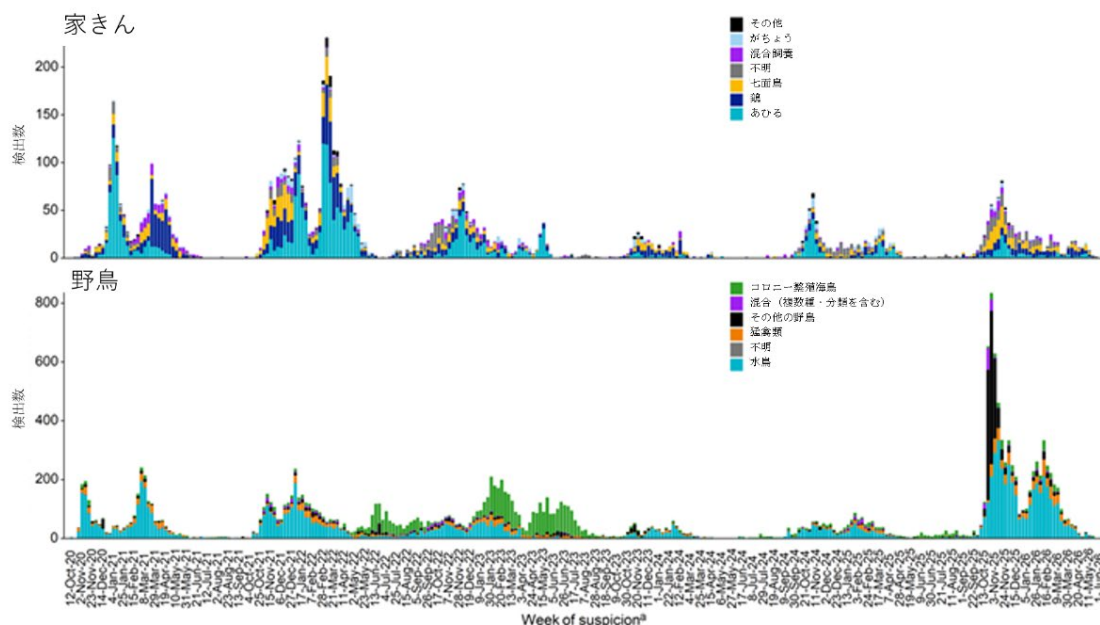


図4. 欧州における家きんと野鳥のHPAIの検出事例の推移（EU報告書[ESFA Journal1][10]を翻訳の上転載）。

北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況

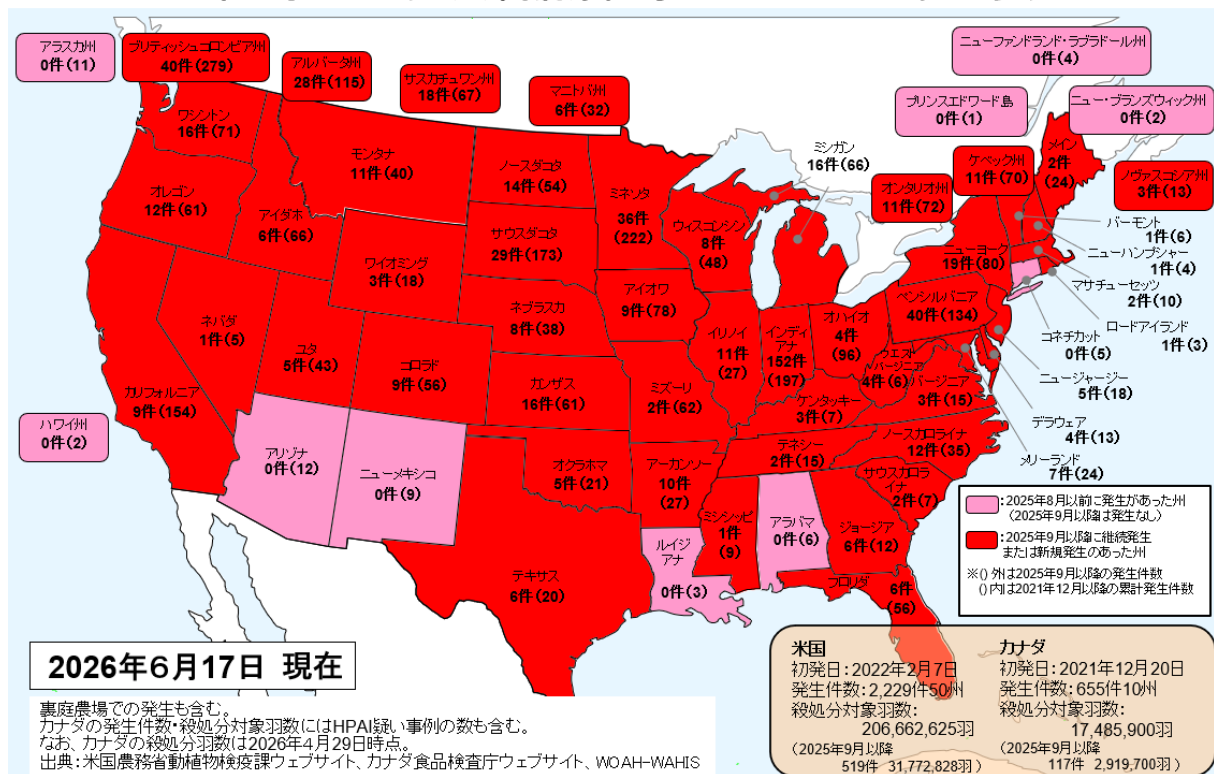


図5. 米国及びカナダの家きんにおけるHPAIの発生状況（2025年9月以降）（2026年6月17日時点）

米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況

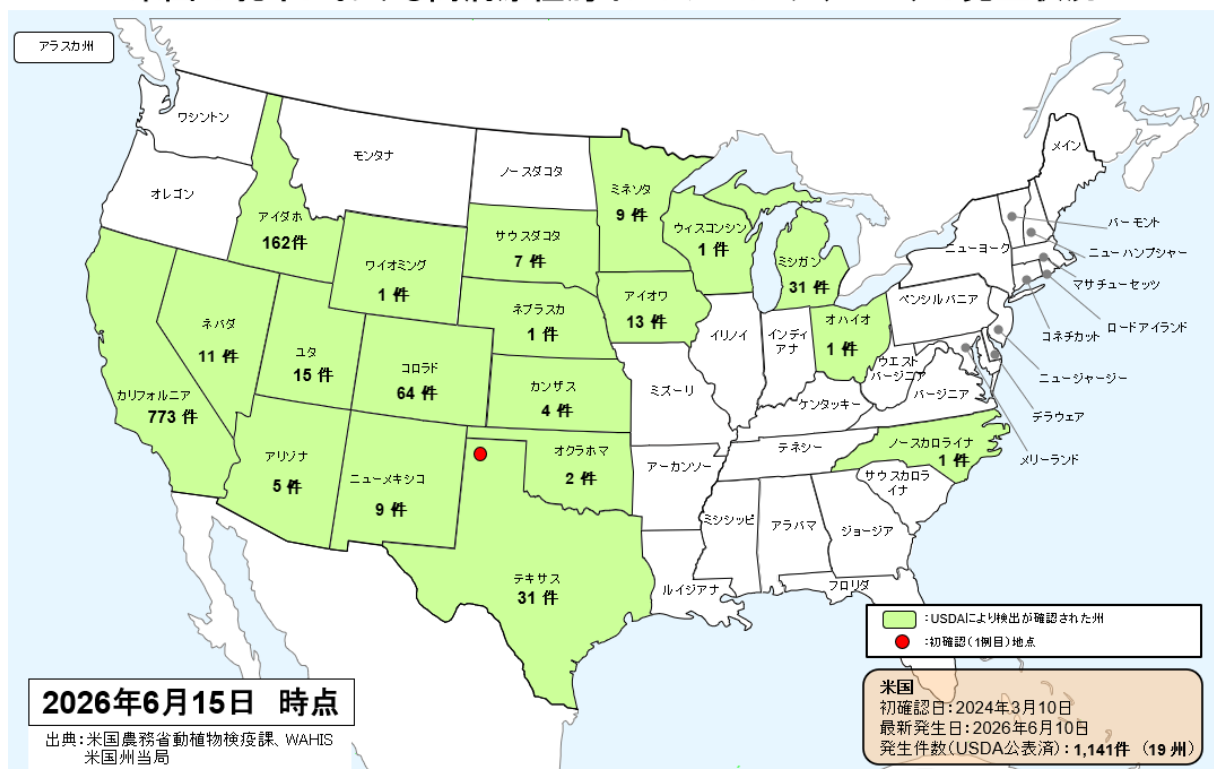


図6. 米国の乳牛におけるHPAI（H5N1亜型）の検出状況（2026年6月15日時点）

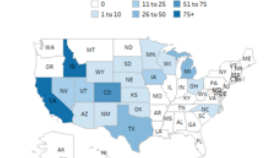
米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について

2026年6月15日 農林水産省消費・安全局動物衛生課

乳牛における感染状況等

- 19州1,141件（2024年3月25日初報告、2026年6月10日時点）
 （テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州、カリフォルニア州、ユタ州、ネバダ州、アリゾナ州、ネブラスカ州、ウィスコンシン州）
- 牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等。重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く10日程度で回復。
- ウイルスは野鳥や家さん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型。
 野鳥から乳牛へ感染し、搾乳作業を介して、乳牛から乳牛へ感染が広がったと推定。感染牛は乳中に多くのウイルスを排出。野鳥から乳牛への感染について、2025年2月、2例目がネバダ州、3例目がアリゾナ州で、2025年12月、4例目がウィスコンシン州でそれぞれ確認された。
- 州境を超える感染拡大は牛の個体移動により起こり、酪農場間での感染拡大は搾乳作業に加えて、作業着、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。家さん農場への感染も疫学調査が進められている。
- 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け（2026年4月27日以降は、非発生州からの移動については検査を免除）。

Domestic Confirmed Cases by State Total Outbreak



米国農務省（USDA）ウェブサイトより

牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

- 市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き消費者の健康リスクに懸念はないとの見解。市場に流通する加熱殺菌牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 肉用牛で本病は確認されていない。USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。市場に流通するひき肉での調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 2024年4月1日以降、感染した牛と接触した41名のHPAI感染を確認。これまで報告された症例によれば、いずれも軽症（多くは結膜炎を伴う。一部、咳などの上気道症状。）で回復済み又は回復中と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解。

農林水産省の見解・対応状況

- 米国の乳牛における集団感染は、野鳥から乳牛への感染から生じた過去に世界で経験のない稀な事象である。また、2003年以降、米国から日本への生体牛の輸入は停止されており、乳牛を介して本病が日本から持ち込まれることはない。したがって、現状において日本の牛での感染を過度に恐れる必要はない。
- 一方で、日本国内でも野鳥から牛に感染するおそれを完全に否定できないため、都道府県に対し、牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年4月3日）。

図7. 米国の乳牛におけるHPAIについて（2026年6月15日時点）

最新情報は<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>を参照のこと。

<引用文献>

1. 国際獣疫事務局 (WOAH) : 鳥インフルエンザ
<https://www.woah.org/en/disease/avian-influenza/>
2. 国際獣疫事務局 (WOAH) : 動物衛生情報システム (World Animal Health Information System : WAHIS)
<https://wahis.woah.org/> (2026年6月17日時点)
3. 大韓民国農林畜産食品部
<https://www.mafra.go.kr/> (2026年6月17日時点)
4. 大韓民国国立野生生物疾病管理局 :
<https://mcee.go.kr/niwdc/web/main.do> (2026年6月17日時点)
5. 台湾行政院農業委員会動植物防疫検疫局
<https://www.aphia.gov.tw/index.php> (2026年6月17日時点)
6. 欧州食品安全機関 (EFSA) : ヨーロッパにおける高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出
<https://hpai.efsa.europa.eu/> (2026年6月17日時点)
7. European Food Safety Authority, European Centre for Disease Prevention and Control and European Union Reference Laboratory for Avian Influenza: Avian influenza overview June-September 2025. EFSA Journal 2025
<https://doi.org/10.2903/2Fj.efsa.2025.9702>
8. European Food Safety Authority, European Centre for Disease Prevention and Control and European Union Reference Laboratory for Avian Influenza: Avian influenza overview September-November 2025. EFSA Journal 2025
<https://doi.org/10.2903/2Fj.efsa.2025.9834>
9. European Food Safety Authority, European Centre for Disease Prevention and Control and European Union Reference Laboratory for Avian Influenza: Avian influenza overview December 2025-February 2026. EFSA Journal 2026
<https://doi.org/10.2903/2Fj.efsa.2026.10015>
10. European Food Safety Authority, European Centre for Disease Prevention and Control and European Union Reference Laboratory for Avian Influenza: Avian influenza overview March-May 2026.
<https://www.efsa.europa.eu/en/node/21097>
11. フランス農業・食料主権省食品総局 (DGAL) : 鳥インフルエンザ: フランスのワクチン接種計画
<https://agriculture.gouv.fr/tout-ce-qu'il-faut-savoir-sur-le-plan-daction-vaccination-iahp-en-france>
12. 英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA) : 英国において新たな鳥インフルエンザワクチントライアルが開始
<https://www.gov.uk/government/news/new-avian-influenza-vaccine-trials-begin-in-uk>
13. オランダ政府 : 鳥インフルエンザに対する家きんのパイロットワクチン接種開始
<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/vogelgriep/nieuws/2025/03/10/s-tart-pilot-vaccineren-pluimvee-tegen-vogelgriep>
14. イタリア保健省 : 鳥インフルエンザ-動物の健康

- <https://www.salute.gov.it/new/it/scheda-malattia/influenza-aviaria-salute-degli-animali/?paragraph=2#body:~:text=Pilot%20vaccination%20project%20in,project%20in%20poultry%20farms>
15. 米国農務省 (USDA) 動植物検疫局 (APHIS) : 家きんにおけるHPAIの発生状況
<https://www.aphis.usda.gov/livestock-poultry-disease/avian/avian-influenza/hpai-detections/commercial-backyard-flocks> (2026年6月17日時点)
 16. カナダ食品検査庁 (CFIA) : 野鳥におけるHPAIサーベイランス
<https://cfia-ncr.maps.arcgis.com/apps/dashboards/89c779e98cdf492c899df23e1c38fdbc>
(2026年6月17日時点)
 17. カナダ食品検査庁 (CFIA) : 州ごとの家きんにおける鳥インフルエンザの調査と命令
<https://inspection.canada.ca/en/animal-health/terrestrial-animals/diseases/reportable/avian-influenza/latest-bird-flu-situation/investigations-and-orders> (2026年5月22日時点)
 18. USDA : USDAは鳥インフルエンザ対策と卵価の引き下げのために最大10億ドルを投資
<https://www.usda.gov/about-usda/news/press-releases/2025/02/26/usda-invests-1-billion-combat-avian-flu-and-reduce-egg-prices>
 19. USDA APHIS : HPAI家きんイノベーショングランドチャレンジ
<https://www.aphis.usda.gov/funding/highly-pathogenic-avian-influenza-hpai-poultry-innovation-grand-challenge>
 20. 汎米保健機構 (PAHO) : 疫学的最新情報 米州地域におけるインフルエンザA (H5N1) による鳥インフルエンザの発生 (2026年3月11日発表)
<https://www.paho.org/sites/default/files/2026/03/2026-march-11-phe-avian-influenza-update-final.pdf>
 21. 国際連合食糧農業機関 (FAO) : Global Animal Disease Information System “EMPRESS-i”
<https://empres-i.apps.fao.org/diseases> (2026年6月17日時点)
 22. オーストラリア農業・水産・林業担当大臣 : 共同メディアリリース : 亜南極ハード島におけるH5亜型鳥インフルエンザ最新情報
<https://minister.agriculture.gov.au/collins/media-releases/h5-bird-flu-heard-island-update>
 23. オーストラリア農業・水産・林業担当大臣 : メディアリリース : オーストラリアにおけるH5亜型鳥インフルエンザの確認
<https://minister.agriculture.gov.au/collins/media-release/media-release-confirmed-H5-bird-flu-australia-beth-cookson>
 24. USDA APHIS : 哺乳類におけるHPAIの検出
<https://www.aphis.usda.gov/livestock-poultry-disease/avian/avian-influenza/hpai-detections/mammals?page=10> (2026年6月17日時点)
 25. カリフォルニア大学デービス校 : カリフォルニア州のキタゾウアザラシにおける初のHPAI事例

- <https://www.ucdavis.edu/health/news/first-cases-highly-pathogenic-avian-influenza-northern-elephant-seals-confirmed-california>
26. ノルウェー国立獣医学研究所：スバルバルでのホッキョクグマにおける鳥インフルエンザの初検出
<https://www.vetinst.no/nyheter/forste-pavisning-av-fugleinfluenza-hos-isbjorn-pa-svalbard>
27. USAD APHIS：家畜において確認されたHPAI事例
<https://www.aphis.usda.gov/livestock-poultry-disease/avian/avian-influenza/hpai-detections/hpai-confirmed-cases-livestock>
28. オランダ政府：乳牛における鳥インフルエンザウイルスに対する抗体
<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/vogelgriep/nieuws/2026/01/23/antistoffen-vogelgriepvirus-gevonden-bij-melkkoe>

(2) 国内における家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

農林水産省消費・安全局動物衛生課

国内の家きんにおいては、2025年10月22日に北海道内の採卵鶏農場（飼養羽数約45.9万羽）でHPAIの発生が確認された。その後、北陸地方、九州地方、中国地方、近畿地方、関東地方、四国地方、東海地方、東北地方と順に確認され、2026年4月22日までに16道府県24事例の発生が確認された。同一道府県で複数事例が確認されたのは、北海道（5事例）、新潟県、千葉県、宮崎県及び兵庫県（いずれも2事例）であった。新潟県（3例目、4例目）及び千葉県（18例目、19例目）においては、大臣指定地域に位置し、1km圏内の近隣農場において同時期に発生が認められた。

家きんの発生事例を月別にみると、10月に1事例、11月に4事例、12月に7事例、翌年1月に6事例、2月に2事例、3月に3事例、4月に1事例となり、例年同様に12月、1月が発生のピークとなった。初発事例は24/25シーズンに次ぐ2番目に早い発生となったほか、最終事例は21/22シーズン、23/24シーズンに次いで3番目に遅く、長期間の発生となった（図1）。

発生農場を畜種別にみると、採卵鶏が17事例で最も多く、肉用鶏が5事例のほか、あひる（あいがも）及びうずらがそれぞれ1事例であった。発生家きん舎の構造としては、採卵鶏のうち10事例（58.8%）がウインドウレス鶏舎、3事例（17.6%）がセミウインドウレス鶏舎、4事例（23.5%）が開放鶏舎であり、肉用鶏の場合はそれぞれ1事例（20.0%）、1事例（20.0%）、3事例（60.0%）であった（表）。飼養規模については、20万羽以上が12事例、10万羽以上20万羽未満が3事例、10万羽未満が9事例であり、最も大きいものは10例目（茨城県城里町）の約97万羽であった。殺処分の対象となった約576万羽のうち、20万羽以上の大規模農場における殺処分羽数が全体の87.1%を占めた。また、24事例中8事例（33.3%）は20/21シーズン～24/25シーズンに発生を経験した農場での再発事例であり、このうち2事例は3回目の発生であった。畜種別では採卵鶏が6事例、肉用鶏及びあひる（あいがも）がそれぞれ1事例で、飼養規模別では20万羽以上の大規模農場が5事例を占め、この中には3回目の発生となった2事例も含まれた。

通報時の日齢については、採卵鶏は84日齢から879日齢まで広い範囲で発生が確認された（図2）。肉用鶏は32日齢から46日齢までの発生であった（図3）。採卵鶏における再発事例では、156日齢～394日齢の比較的若い日齢であった（図2）。

通報の状況については、1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数の2倍以上となった場合や、まとまって死亡が確認された場合等に速やかに通報が行われた事例が多数である一方で、数百羽が死亡したにもかかわらず通報が行われなかった事例も確認された。通報が遅れた事例においては、家きんの死亡増加の原因を大腸菌症やクロストリジウム感染症と判断し経過観察した事例、前日の死亡鶏の回収漏れを疑っていた事例及び飼養衛生管理者が不在で他の従事者が通報の義務を把握していなかった事例があった。

あひる（あいがも）の発生農場では、7日齢及び13日齢のあひるの死亡羽数の増加により家畜保健衛生所へ通報が行われたが、死亡の増加がみられなかった家きん舎においても、歩行異常、起立不能、斜頸及び震え等の神経症状を呈する個体が複数確認され、全舎においてELISA抗体陽性が確認されている。

飼養衛生管理の実施状況については、飼養衛生管理基準の遵守に努めている農場においても発生が確認された一方で、半数以上の農場で、外部事業者における

衛生管理区域立入り時の専用衣服又は靴の使用について不備が確認された。従事者においても、除糞作業等で使用する裏口において、家きん舎外で使用した靴のまま家きん舎に立ち入っていた事例や、専用靴への交換前後における交差汚染防止対策を実施していない事例等も確認された。さらに、農場内にネコが住み着いている事例や、家きん舎の壁面及び防鳥ネットの破損が認められた事例も複数確認された。家きん舎に破損が確認された農場では、家きん舎への野生動物の侵入や食害を経験しており、11例目（北海道由仁町）では、イタチが侵入した約2週間後に発生が確認された。24例目（青森県東北町）では、モニターに設置された金網の破損により、スズメ等の野鳥が家きん舎内に侵入している状況が確認された。ネズミについても、半数以上の農場で死体や痕跡が確認されている。また、3例目（新潟県胎内市）では、発生鶏舎の隣接鶏舎で死亡していたクマネズミの体表スワブから、20例目（岩手県金ケ崎町）では、発生鶏舎内で死亡していたクマネズミの気管、肺、直腸から、H5N1亜型HPAIVが分離された。

再発事例では、農場内における野鳥誘引防止対策や飼養衛生管理が適切に行われている事例が多い一方で、家きん舎の壁面破損の修繕や重機の消毒、外部事業者への更衣の指示、農場内施設への野生動物の侵入防止対策等、前回発生時の指摘事項が改善されていない事例も確認された。

発生農場周辺環境については、これまでと同様、渡り鳥が飛来する干潟や、水鳥類が利用する可能性のある、ため池、河川及び水田等が認められた。4例目（新潟県胎内市）の農場から2.3km離れた、コハクチョウ14羽が確認された水田においては、採取した野鳥の糞便から鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が分離された。また、18例目（千葉県旭市）から約2km離れたため池では1万羽を超えるカモ類が確認され、当該農場における発生の約10日前に同ため池から採取された環境試料（水）からHPAIVが確認された。

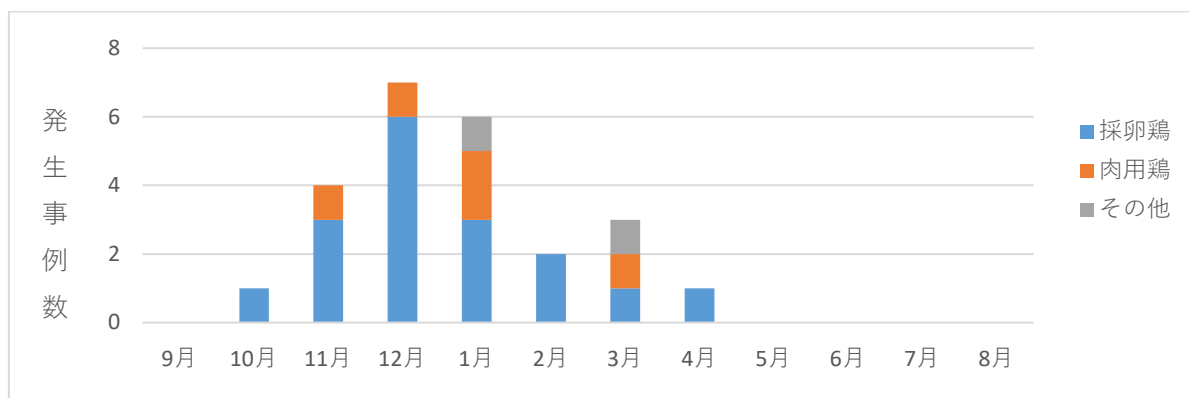


図1 家きんにおける発生事例数の推移

表 畜種及び家きん舎構造別の発生事例数

畜種	ウインドウレス	セミウインドウレス	開放	合計
採卵鶏	10	3	4	17
肉用鶏	1	1	3	5
その他	0	0	2	2
合計	11	4	9	24

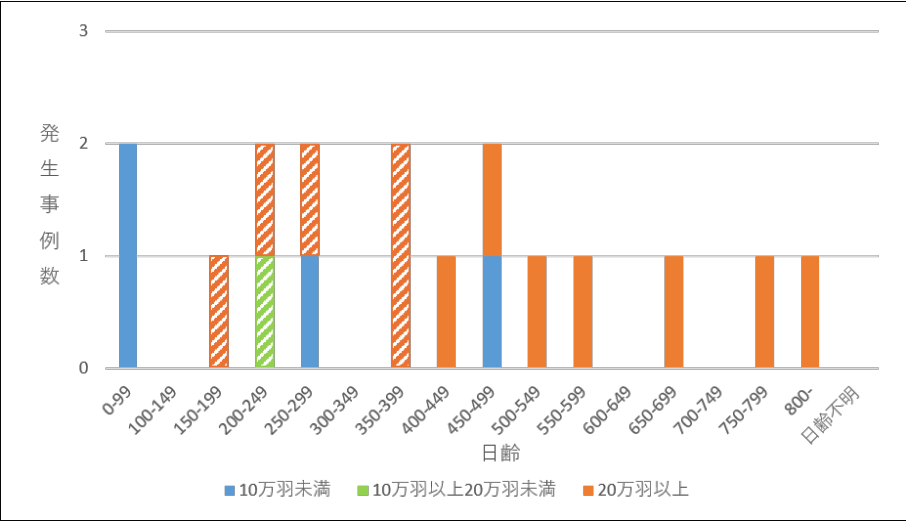


図2 採卵鶏の日齢別発生事例数
斜線は再発事例を示す。

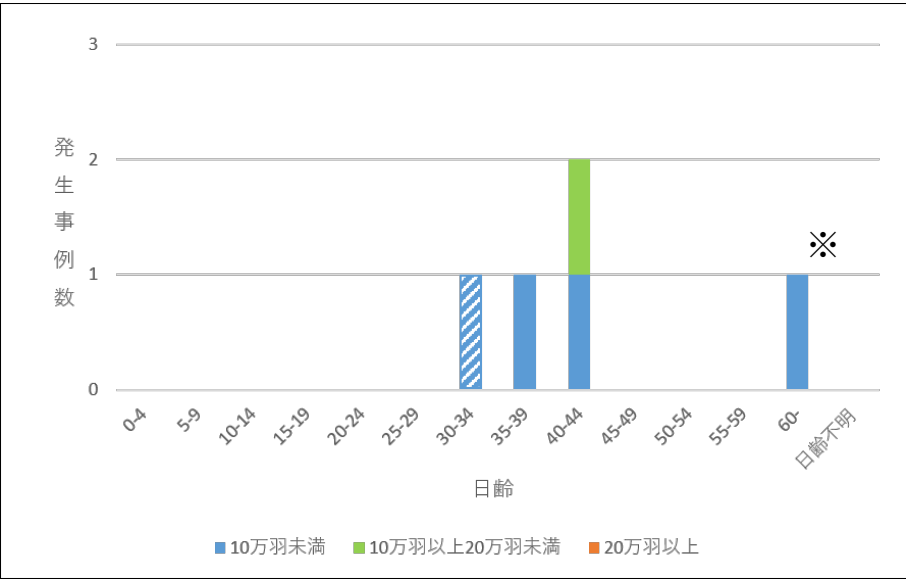


図3 肉用鶏の日齢別発生事例数
※は肉用種鶏、斜線は再発事例を示す。

(3) 国内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染状況

金井 裕

2025年の秋から2026年の春にかけて、多くの野鳥において本病が確認された。野鳥の回収個体及び環境試料から検出されたHPAIVの陽性確認については、環境省の本病に関する情報に報告されている[1]。この2026年6月30日時点の公表資料に基づき、今シーズンの野鳥感染の概況をまとめ、特徴を考察する。公表された検査結果のほかに、環境省で実施した野鳥の回収個体の検査結果も参考にした。

1) 野鳥感染の概況

2025年秋以降は、HPAIV陽性確認の最初は2025年10月15日に北海道苫小牧市で回収されたオオタカであった。また10月22日には九州の宮崎県日南市で回収されたヒドリガモから、10月23日には北海道根室市のハシブトガラスから、11月3日には鹿児島県出水市で採取された環境試料（水）からウイルスが検出された。11月5日には山形県三川町のノスリで陽性確認があり、10月に北海道と九州でウイルスが存在し、11月には広範囲で野鳥に感染が起こっていたと考えられる。

その後は2026年5月22日に北海道札幌市で回収されたハシブトガラスまで、全国で野鳥の陽性確認が続いた。野鳥等におけるウイルス陽性確認は、北海道から鹿児島県まで16道県46市町村と全国にわたる（表1）。北海道が109事例と最も多く、次いで鹿児島県の25事例が多い。東海、中部、近畿、中国地域では野鳥の陽性確認はなかった。ウイルスの陽性が確認された種は21種、事例数は回収個体によるものが153事例、糞便1事例、環境試料（水）14事例、合計168事例であった。ウイルスの亜型は、H5N1亜型が139事例、H5N5亜型1事例、H5のみ確認が4事例、Nの亜型の検査中が24事例であった。H5N5亜型は1月15日に札幌市で回収されたハシボソガラスだった（2026年6月30日現在。野鳥の感染状況の最終的なまとめは環境省の「高病原性鳥インフルエンザに関する情報」のページ内、「過去のサーベイランス結果」を参照のこと。）。

また、哺乳類では、タヌキが2事例（北海道苫小牧市）、テンが1事例（北海道伊達市）、アライグマが2事例（北海道札幌市）、キツネが1事例（北海道札幌市）の6事例が陽性となった。

表1 各道県の陽性確認事例数

道県		事例数
北海道	北海道	109
東北	岩手県	8
	山形県	1
	福島県	2
関東甲信越	群馬県	1
	千葉県	2
	新潟県	2
	富山県	1
四国	徳島県	1
	愛媛県	1
	高知県	1
九州	福岡県	1
	熊本県	1
	大分県	2
	宮崎県	10
	鹿児島県	25
	総計	168

2) 陽性確認事例数の推移

陽性確認事例数の推移を図1に示した。10月中旬から感染が始まり、11月中旬から12月中旬と3月上旬から4月中旬にピークがある。これは、秋の渡りにより冬鳥が国内に到着する時期と春の渡りで越冬地から繁殖地に移動する時期にあたる。北海道・北東北（岩手県）、南東北（山形県及び福島県）から中四国の中央日本及び九州の3地域に分けて示したのが図2である。北海道・北東北と九州で先行して感染がある。北海道では3月から4月が多いが、この時期にはハシブトガラスの陽性事例がほとんどであった。ハシブトガラスの事例を除くと10月下旬から11月に事例が多い（図3）。

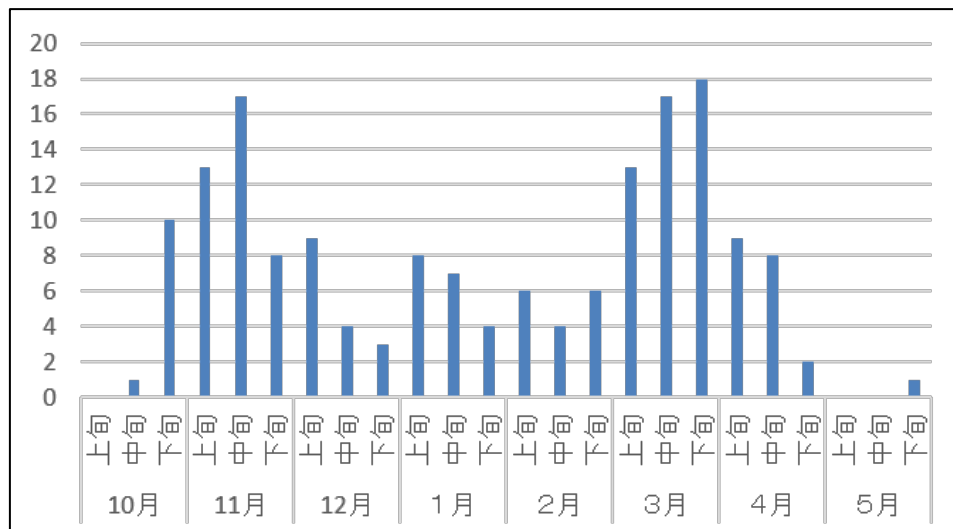


図1 陽性確認事例数の推移（全国）

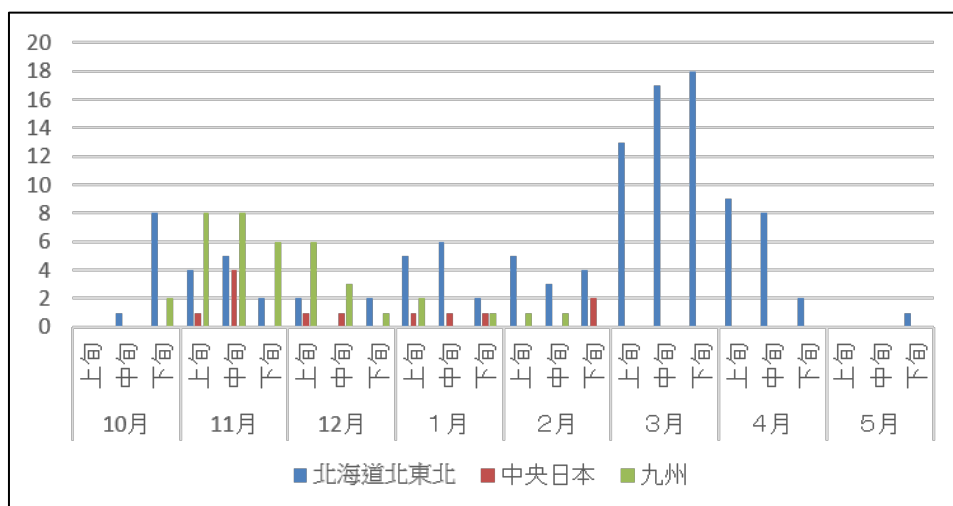


図2 地域別の陽性確認事例数の推移

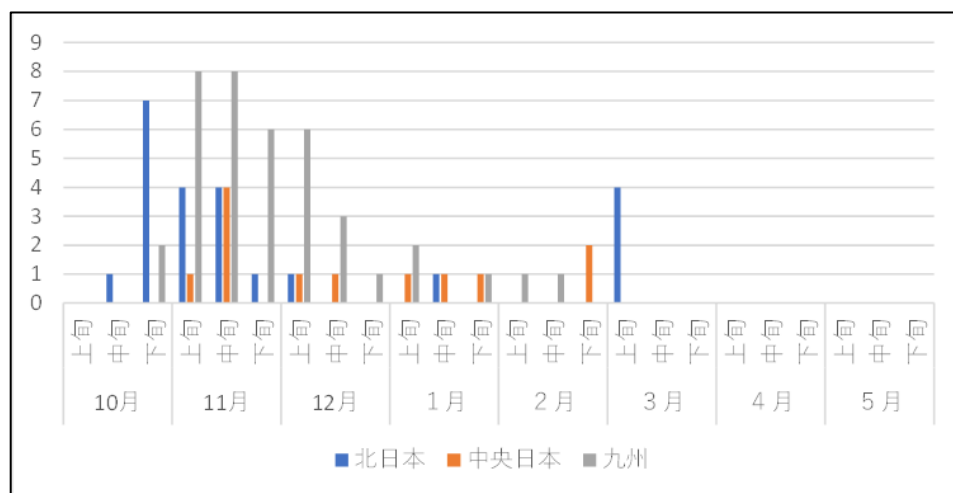


図3 ハシブトガラスを除外した陽性確認事例数の推移

3) 野鳥の感染状況の特徴

ア 感染種と陽性確認事例数の概要

陽性確認のあった種と事例数は、表2にあるようにカモ類が7種26事例、カモ類以外の水鳥類が5種18事例、猛禽類が7種12事例、カラス類が2種97事例であり、合計陽性確認種は21種であった。さらに糞便1事例、環境試料（水）14事例の陽性が確認されており、陽性確認事例数は168事例となった。24/25シーズンに多かった海鳥類の感染はなかった。ハシブトガラスにおいては、94事例中87事例が北海道での確認であった。

イ カモ科鳥類

鳥インフルエンザの主要な宿主とされるカモ科鳥類（ハクチョウ類・ガン類・カモ類）は、7種26事例で高病原性ウイルスの陽性確認があった。オオハクチョウは11事例、ヒドリガモは7事例と比較的多かったが、他は1から2事例だけであった。またカモ類の糞便から1事例の陽性事例があった。カモ類は感染しても発症はほとんどないと思われ、他の要因により死亡したウイルス保持個体が回収された可能性がある[2]。

ウ ツル類等のカモ科以外の水鳥

カモ類以外の水鳥類としては、マナヅル、タンチョウ、ナベヅルのツル類3種が16事例、カイツブリ1事例、クロツラヘラサギ1事例の合計5種、18事例で陽性が確認された。ナベヅルは、11事例と多かったが、22/23シーズンのような大規模感染とはならなかった。

エ 猛禽類

猛禽類の陽性確認事例数は7種12事例で、4種5事例が北海道、ハヤブサが宮崎県で、ノスリが岩手県と山形県、愛媛県で、オオタカが群馬県で、フクロウが富山県と、過去シーズンと同様に全国で陽性が確認された。猛禽類は、感染個体を捕食あるいは死体を採食したと考えられる。ノスリは、ネズミ類等の陸域での捕食が多いとされるので、ウイルスが野鳥だけでなく地上で生息する小型哺乳類にも侵入していた可能性が示唆される。

オ カラス類

カラス類ではハシボソガラス、ハシブトガラスの2種97事例の陽性が確認された。腐肉食性の強いハシブトガラスが94事例と多かったが、ハシボソガラスは3事例のみだった。H5N5亜型が検出されたのは、1月15日に札幌市で回収されたハシボソガラスだった。21/22シーズンは、東北、北海道での集中的な感染だったが、22/23シーズンと23/24シーズンは全国で感染が起こった。今シーズンは、全国で回収・検査が行われたが、陽性事例は21/22シーズン、24/25シーズンと同様に、北海道と北東北に集中し、南東北以南では陽性事例はなかった（表3）。北海道内では、道央地域、道北地域での陽性事例数が多かった。北海道東部では24/25シーズンに陽性事例が多かったが、今シーズンは2事例のみと少なかった。

陽性確認の多かったハシブトガラスの陽性確認事例数の推移を見ると、10月下旬から見られるが、事例数が増えるのは12月下旬以降で、3月になると急に増える（図4）。厳冬期に入って食物の不足や気温の低下によって死亡数が増える

ことから回収数が増加したため、陽性確認が増えた可能性がある。

カラス類は果実も食べる雑食性だが、冬季には他の食物が少ないことから主に死亡あるいは衰弱した鳥類や哺乳類、魚類を食物としていると[3]考えられるので、本病に感染した水鳥類を採食し感染・死亡した個体を他の個体が採食して感染する機会が多いと考えられる。今シーズンは、北海道・北東北以外での陽性確認は少なかったが、野鳥の陽性事例は全国で確認されているため、カラス類がウイルスを摂取する機会是全国に存在したと考えられる。また、カラス類は、冬季は集団でねぐらをとるため、感染源に多数の個体が集まったり、ねぐら内で死亡した感染個体を採食し、地域の個体群内でウイルスが伝播・循環する可能性が考えられ、カラス類によるウイルス拡散については、引き続き警戒する必要がある。

表2 25/26シーズンに陽性が確認された野鳥

種名		全国	北海道
カモ類	オオハクチョウ	11	9
	コハクチョウ	1	
	ハクチョウ類	2	1
	オシドリ	1	
	マガモ	2	
	オナガガモ	1	
	ヒドリガモ	7	
	キンクロハジロ	1	
水鳥類	カイツブリ	1	
	クロツラヘラサギ	1	
	タンチョウ	4	4
	ナベヅル	11	
	マナヅル	1	
猛禽類	オジロワシ	1	1
	オオタカ	2	1
	クマタカ	2	2
	ノスリ	3	
	ハヤブサ	2	
	フクロウ	1	
	シマフクロウ	1	1
カラス類	ハシブトガラス	94	87
	ハシボソガラス	3	3
	野鳥糞便	1	
	環境試料（水）	14	
総計		168	109

表3 ハシブトガラスの地域ごとの陽性確認事例数

地域		陽性事例数
北海道		87
道北	旭川市	12
	北見市	1
道東	芽室町	1
	根室市	1
道央	えりも町	1
	伊達市	11
	札幌市	48
	千歳市	1
	壮瞥町	1
	苫小牧市	6
道南	函館市	4
岩手県		7
	葛巻町	1
	金ケ崎町	2
	雫石町	4
合計		94

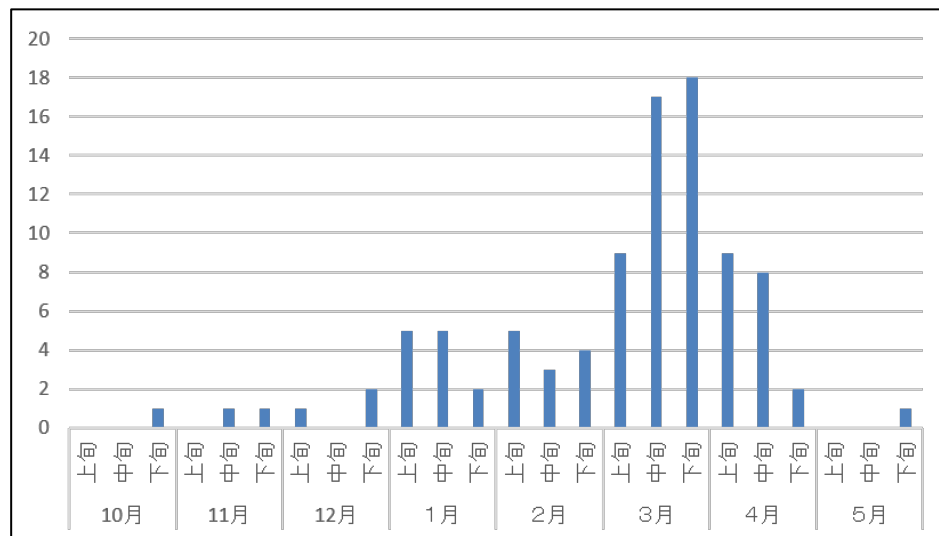


図4 ハシブトガラスの陽性事例の推移

<引用文献>

- 1 環境省：高病原性鳥インフルエンザに関する情報
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- 2 環境省：野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html
- 3 環境省：自治体担当者のためのカラス対策マニュアル
<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-1b/index.html>

(4) 発生農場周辺における野鳥の調査

森口 紗千子
岩科 友希

発生農場周辺における野鳥の調査は、防疫指針[1]に基づく疫学調査の一環として実施される野鳥調査（以下「疫学調査における野鳥調査」という。）と、環境省が策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（2025年9月）」[2]（以下「野鳥マニュアル」という。）に基づく鳥類生息状況等調査（以下「鳥類調査」という。）が実施されている。両調査結果を統合し、発生農場周辺における野鳥の生息状況を明らかにした。

1) 方法

ア 調査方法

①発生農場周辺における野鳥の調査

農林水産省では、防疫指針[1]にのっとり、家きんの本病発生農場に疫学調査チームが派遣され疫学調査が実施される。疫学調査における野鳥調査は、農場敷地内及び農場付近のため池や河川等の水域を主な調査地点とし、農場周辺における野鳥の生息状況が調査されている。また、HPAIVが野鳥、飼養鳥、家きんから検出された場合には、環境省の野鳥マニュアル[2]にのっとり、家きん等におけるHPAIの発生地から半径10kmの野鳥監視重点区域が環境省により指定され、その範囲内で鳥類調査及び大量死や異常の有無の調査が実施される。鳥類調査は、原則として野鳥監視重点区域に含まれた都道府県により実施される。

調査方法や記録内容は、調査や実施者により大きく異なる。疫学調査における野鳥調査は、疑似患畜確定日もしくは翌日に、半日程度で実施される。疫学調査における野鳥調査は、農場に近い各水域において、双眼鏡及びスコープを用いたカモ類等の水鳥類の種と個体数の計数が中心であるが、農場敷地内及び農場に近接する山林や農地等を含め、鳥類全般についても出現した鳥類の種や個体数が記録される。家きんにおけるHPAI発生時の鳥類調査は、野鳥監視重点区域が設定された後に1日から数日間ほど実施される。発生場所の状況等により同じ地点を複数回調査する場合もみられる。この鳥類調査は、渡り鳥飛来状況・鳥類相調査であり[2]、本章では、大量死や異常の有無の調査とともに、両調査について報告する。調査地点は、カモ類等の検査優先種が多数確認されることが想定される場所（湖沼、河川、海岸等）を中心に、野鳥監視重点区域内に10地点程度が設定される。双眼鏡及びスコープを用い、有視界の範囲で出現した鳥類の種、個体数、主だった行動等について記録される。

本章では、疫学調査における野鳥調査及び鳥類調査の両方が実施された15例の発生農場の周辺における野鳥の生息状況を中心に、疫学調査における野鳥調査と鳥類調査の両調査（以下「本調査」とする。）結果をまとめて報告する。

イ 解析方法

対象とする15農場を中心として半径10kmの円を描き、その範囲内に含まれる水域や農場周辺で得られた本調査のデータを抽出した。本調査で重複する調査地点及び複数日調査された地点のデータは、各種の最大値を利用した。河川やダム等、調査主体ごとに調査地点の区分が異なる場合は、同じ調査主体により

同日に調査された近隣地点のデータをまとめて、両地点を1地点とした。種不明の科や目が記載されている場合は、該当する科又は目の種不明として記録した。確認された個体数以上が認められた場合は、個体数に「+」を付属して記録した。

実施主体等により、本調査内でも野鳥の調査内容は大きく異なるため、種ごとの個体数や種数について、全ての種や全ての地域間で比較することは困難である。そのため、どの調査でも種や個体数の情報が得られているカモ類、及び疫学調査における野鳥調査において農場周辺で記録されることの多いカラス類に限定して比較した。

①発生農場周辺における鳥類の比較

発生農場から半径10kmの円を描き、その中で疑似患者確定日の前後28日以内に記録された鳥類を対象として、発生農場周辺で観察された鳥類とその密度を算出した。国内7例目となる兵庫県1例目の鳥類調査は、疑似患者確定日の36日後に実施された1回のみであったため、例外的に本調査結果を用いた。また、半径10km圏内で記録されたカモ類の個体数の上位3種を抽出した。ただし、種不明の個体数が上位3種に入る場合は除外し、4位の種を採用した。

発生農場内及び発生農場近隣におけるカラス類の生息状況は、疫学調査の野鳥調査が実施されなかった事例も含む全24事例についてまとめた。疫学調査の野鳥調査が実施された15事例については、疫学調査チームによる観察と農場からの聞き取り内容に加えて野鳥専門家による種と個体数についても報告した。疫学調査の野鳥調査が実施されなかった9事例については、疫学調査チームによる観察と農場からの聞き取り内容のみを記載した。

②初発事例と再発事例周辺における野鳥の比較

25/26シーズンに初めてHPAI発生を経験した農場（以下「初発事例」という。）と、2回目以上の発生農場（以下「再発事例」という。）に区分し、各農場から半径10km圏内で観察されたカモ類及びカラス類の密度を比較した。これらの鳥類の個体数密度は、Wilcoxonの順位和検定を用いて比較した。

距離計測、円の描写等のすべてのGIS解析（注：地理空間情報システム解析の略。距離や面積の算出等、位置に関する情報を用いて行う分析）には、ArcGIS Pro 3.7.0 (Esri Inc. 2024) を用いた。統計解析は、R version 4.5.2 (The R Foundation for Statistical Computing 2025)で行った。

2) 調査結果

2025年10月から2026年4月までに、家きんにおける本病の発生は24事例見られた。農林水産省による疫学調査は全ての発生農場で実施されたが、野鳥専門家による野鳥調査及び家きん発生に伴う鳥類調査の両調査が実施されたのは、15例であった（表1）。

疫学調査における野鳥調査は、農場周辺の主にため池等の水域（1回当たり6～26地点）で1日のみ実施された（表1）。

鳥類相調査は、疫学調査による野鳥調査が実施された発生農場の疑似患者確定日の3日前～38日後の間に開始された。（疑似患者確定日以前及び28日より後に実施された回の多くは、近隣で発生した家きんの本病疑いの鳥類調査とし

て実施された) 両調査により、1農場当たり15～33地点が調査された。各調査回における発生農場から調査地点までの距離は、疫学調査における野鳥調査では最も遠い地点が平均 3.5 ± 2.3 (SD) km (N = 15)、鳥類調査では最も近い地点は平均 2.4 ± 1.5 (SD) km、最も遠い地点は平均 9.6 ± 0.5 (SD) km (N = 15) であり、両調査における調査地点の重複は、最大でも1事例で3地点と少なかった。

25/26シーズンに対象とした15例の全体で、14目34科89種、合計59,981羽(種数は種不明、外来種を除く)が観察された(表2)。そのうち45種は野鳥マニュアルにおける検査優先種1～3(HPAIVに感受性の高い、つまり、感染すると死亡しやすい種や、発見しやすい種について、過去の陽性率等も参考に検査の優先順位を設定したもの)[2]に指定されていた(表2)。一部の調査地を除き、カモ類以外については調査対象とされていない場合もあるため、個体数は参考値である。カモ類は、各農場の半径10km圏内において平均 $3,623 \pm 9,451$ 羽(範囲: 59 – 37,597)、 9.7 ± 2.4 種(範囲: 6 – 13)が観察された(N = 15、種不明、外来種を除く)。また、家きん発生時に実施された全24事例の大量死や異常の有無に関する調査では、大量死や異常は認められなかった。

ア カモ類の優占種

本調査において、発生農場から半径10km圏内で観察されたカモ類の優占種1～3位に入った回数は、マガモ(10/45)、カルガモ(10/45)、ヒドリガモ(7/45)の順に多かった(表3)。本調査で得られたカモ類各種の合計個体数においては、マガモが40,322羽(74.2%)と最も多く、ヒドリガモ3,616羽(6.7%)、コガモ2,712羽(5.0%)が続いた。マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、コガモは水面採食ガモ類であり、湖沼や河川等の内水面に多くみられる種であるとともに、A型インフルエンザウイルスの自然宿主とされている。

本章で対象とした15事例の発生農場のうち、9農場では家きん舎から100m以内にため池や水路等の水域が位置していた(表1)。さらに、そのうち4農場で、100m以内の水域にカモ類が観察された。16/17シーズンにおける本病発生農場の解析では、100m以内にため池等の内水面があることは、本病発生要因の一つであるとされており[3]、また22/23シーズンの発生においても、周辺の水域の存在はリスク要因とされていることから[4]、一部の発生農場では、カモ類をはじめとする水鳥類が、農場の近隣までウイルスを運ぶことが可能な状況にあったと考えられる。

イ 農場内及び農場近隣におけるカラス類の生息状況

疫学調査における野鳥調査が実施された15事例のうち、12事例で農場内及び農場近隣でカラス類1-114羽以上が観察された(表4)。そのうち11例ではハシブトガラス、6事例でハシボソガラスが認められた。疫学調査時に野鳥調査が実施されなかった9事例のうち、疫学調査チームによりカラス類が多数観察された事例は北海道安平町の20羽のみであった。一方、農場からの聞き取りでは、北海道千歳市及び白老町、岩手県金ケ崎町、三重県津市、京都府亀岡市、宮崎県日向市の発生農場周辺では多数のカラス類が認められており、カラス類が集まりやすい環境にある農場が多かった。

ウ 初発事例と再発事例周辺における野鳥の比較

25/26シーズンの発生農場24事例のうち、再発事例が8事例（33.3%）みられた。疫学調査における野鳥調査と鳥類調査が実施された再発事例は5事例、初発事例は10事例であった。再発事例と初発事例の農場周辺地域におけるカモ類密度（ $W = 31$, $P = 0.51$ ）、カラス類密度（ $W = 28.5$, $P = 0.71$ ）ともに差は見られなかった（図1）。両分類群に共に有意差がみられなかったことは、比較可能な農場数が少なかった影響が挙げられる。一方で、カモ類で昨シーズンと同様に差が見られなかったことは[5]、周辺のカモ類の密度によらず再発していることが今シーズンも裏付けられたとも考えられる。

表1 疫学調査における野鳥調査及び渡り鳥飛来状況・鳥類相調査の概要

都道府県	市町村	疑似患畜 確定日	前回の疑似 患畜確定日	疫学調査の野鳥調査		渡り鳥飛来状況・鳥類相調査		全体 地点数 ³	鶏舎隣接水域 (約100m以内)	鶏舎隣接水域等で 観察された水鳥類	
				調査日	地点数 ¹	調査日 ²	地点数			種名	個体数
北海道	白老郡白老町	2025/10/22	2022/4/16	2025/10/22	9	2025/11/18	10	17	池		
青森県	上北郡東北町	2026/4/22		2026/4/22	14	2026/4/22, 30	20	33			
岩手県	胆沢郡金ヶ崎町	2026/2/21		2026/2/22	11	2026/2/26-27 2026/3/29-30,	10 19	21 28	水路		
宮城県	角田市	2026/3/26	2023/1/28	2026/3/26	10	4/2-3, 6, 9, 15, 20, 24					
茨城県	東茨城郡城里町	2025/12/25	2021/2/1, 2023/1/9	2025/12/25	7	2026/1/8, 10- 12, 15-16	9	16			
埼玉県	比企郡嵐山町	2025/12/30		2025/12/30	26	2026/1/27	5	32			
千葉県	旭市①	2026/1/27		2026/1/27	7	2026/1/28	6	12	川		
新潟県	胎内市②	2025/11/9	2023/3/12, 2024/11/6	2025/11/9	14	2025/11/6, 11	12	24			
岐阜県	関市	2026/1/22		2026/1/22	8	2026/1/22, 26, 2/3, 9, 13, 18, 20	27	33	池	カルガモ、 キンクロハジロ	3
京都府	亀岡市	2025/12/24		2025/12/24	10	2025/12/24-25	8 10	15 27	川		
兵庫県	姫路市①	2025/12/16		2025/12/16	18	2026/1/21			川、池	カルガモ、キン クロハジロ、ホ シハジロ	4
鳥取県	米子市	2025/12/2		2025/12/2	8	2025/12/2	10	17	川、池	マガモ、コガ モ、キンクロハ ジロ	131
岡山県	津山市	2025/12/20		2025/12/20	6	2025/12/20, 25- 26, 2026/1/5, 13- 14, 20, 27	13	18	池	オシドリ	20
香川県	東かがわ市	2026/1/10		2026/1/10	18	2026/1/15-16	10	26	池		
宮崎県	日向市	2025/11/22	2022/12/21	2025/11/22	8	2025/12/4	20	27			

1. 疫学調査で記録した農場内及び農場内から見える範囲で調査した水域以外の農場周辺域の調査地点については、地点数に含めていない。
 2. 近隣発生農場の調査日も含む。
 3. 疫学調査における野鳥調査と鳥類相調査による半径約10km圏内の調査地点数の重複を除いた合計。
- ※疑似患畜確認日より29日以降に実施された調査データは解析に使用していない（兵庫県を除く）。

表2 発生農場より半径10km圏内で確認された鳥類一覧

目	科	種名	検査 優先種	発生農場から半径10km圏内で確認された個体数																総個体数
				1例目	4例目	5例目	6例目	7例目	8例目	9例目	10例目	12例目	15例目	17例目	18例目	20例目	23例目	24例目		
				北海道 白老郡 白老町	新潟県 胎内市②	宮城県 日向市	鳥取県 米子市	兵庫県 姫路市①	岡山県 津山市	京都府 亀岡市	茨城県 東茨城郡 城里町	埼玉県 比企郡 嵐山町	香川県 東かがわ市	岐阜県 関市	千葉県 旭市①	岩手県 胆沢郡 金ヶ崎町	宮城県 角田市	青森県 上北郡 東北町		
カモ	カモ	コクガン	3/希														4	4		
		マガン	1				30											30		
		コブハクチョウ	1										1					1		
		コハクチョウ	1		620						6				25			651		
		オオハクチョウ	1	5							498					153		1		
		種不明ハクチョウ類	3	5														7		
		オンドリ	1			27	7	19	28		221	2		12				316		
		オカヨシガモ	3		45	8	4	30			12	85	89	30				303		
		ヨシガモ	3			2	12	28		12			45					99		
		ヒドリガモ	1	21	59	1,999	156	48	92	8	86	14	624	211	220	20	25	33	3,616	
		マガモ	2	4	438	196	313	44	266	6	1,263	301	312	98	35254+	1,720	93	14	40,322	
		カルガモ	3	2	206	389	130	29	114	20	689	59	37	238	26+	176	179	22	2,316	
		ハシビロガモ	3	2	162		6	70	15	3	107	134	289		22+		32		842	
		オナガガモ	2		2	14	10		10		232	37	47		440+		57	6	855	
		トモエガモ	2				11	33	2		8				1,300				1,354	
		コガモ	3	50	1,341	20	54	57	12		64	267	215	220	315+	50	42	5	2,712	
		ホシハジロ	2		21	48	8	102	8	10	145	18	313	75	10+	16	30	3	807	
		キンクロハジロ	1		72	2	4	17	6		166	49	44	155			43		558	
		スズガモ	2	13													7	9	29	
		ホオジロガモ	3		11														11	
		ミコアイサ	3				2	1			10	1	44	6	10+	2			76	
		カワアイサ	3		2			14				1		7					24	
		ウミアイサ	3															2	2	
		種不明カモ類	3	2		80												21	103	
キジ	キジ	キジ		5							1						4	10		
		ホトトギス				2	2	9			23		3	5	3		12	1	64	
		キジバト																5	571	
		オオバン	3		34	104	66	37	49	7	42	100	63	49	1	1	13	5	64	
		バン											1						1	
		カイツブリ	1		1	10	7	8	10	4	11		19	7	1		1		79	
		カンムリカイツブリ	1	6	13	11	16	1	3		4		10	3	12+			2	81	
		ハジロカイツブリ	3								1								1	
		タゲリ			2										4				6	
		ケリ						1											1	
チドリ	チドリ	イカルチドリ					12					6						18		
		タンギ												4	2			6		
		イソシギ			1	6		1					1				1	10		
		クサシギ													1			1		
	カモメ	ユリカモメ	1	168															168	
		ウミネコ	3	5	68								4					11	88	
		カモメ	3				51											5	56	
		セグロカモメ	3	10	26	2							3						41	
		オオセグロカモメ	3	66	3													8	77	
		種不明カモメ科	3	84															84	
カツオドリ	ウ	ウミウ		1														1		
		カワウ	3		21	95	10	41	49		12	31	58	18	19	2	5		361	

1. 種数は外来種及び種不明を除く 2. 希：国内希少野生動植物種

表3 HPAI発生農場周辺で記録されたカモ類の個体数上位3種

地域	都道府県	市町村	疑似患畜 確定日	個体数上位3位		
				1位	2位	3位
北海道	北海道	白老郡白老町	2025/10/22	コガモ	ヒドリガモ	スズガモ
東北	青森県	上北郡東北町	2026/4/22	ヒドリガモ	カルガモ	種不明カモ類
	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町	2026/2/21	マガモ	カルガモ	コガモ
	宮城県	角田市	2026/3/26	カルガモ	マガモ	オナガガモ
	茨城県	東茨城郡城里町	2025/12/25	マガモ	カルガモ	オナガガモ
関東	埼玉県	比企郡嵐山町	2025/12/30	マガモ	コガモ	ハシビロガモ
	千葉県	旭市	2026/1/27	マガモ	トモエガモ	オナガガモ
	新潟県	胎内市②	2025/11/9	コガモ	マガモ	カルガモ
中部	岐阜県	関市	2026/1/22	カルガモ	コガモ	ヒドリガモ
近畿	京都府	亀岡市	2025/12/24	カルガモ	ヨシガモ	ホシハジロ
	兵庫県	姫路市①	2025/12/16	ホシハジロ	ハシビロガモ	コガモ
中国	鳥取県	米子市	2025/12/2	マガモ	ヒドリガモ	カルガモ
	岡山県	津山市	2025/12/20	マガモ	カルガモ	ヒドリガモ
四国	香川県	東かがわ市	2026/1/10	ヒドリガモ	ホシハジロ	マガモ
九州	宮崎県	日向市	2025/11/22	ヒドリガモ	カルガモ	マガモ

表4 HPAI発生農場内及び農場近隣におけるカラス類の生息状況

都道府県	市町村	疑似患者判定日	過去発生日	農場内および農場近隣のカラス類			
				疫学調査時における 野鳥専門家による調査		疫学調査チームによる観察	農場からの聞き取り
				種	個体数		
北海道	由仁町	2025/12/29				・農場上空をカラス類が飛翔 ・農場内に少数のカラス類を確認	・農場内でカラス類を数羽見かける
	恵庭市	2025/11/2				・堆肥舎周囲にカラス類を2羽確認	
	千歳市	2026/3/25	2023/3/28			・300m先の牛農場でカラス類を20羽確認 ・隣接する川で30羽のハシブトガラスが水浴びしており、牧草地に74羽のハシボソガラス、近隣の牛牧場の堆肥置き場に10羽以上のハシボソガラスが飛来し、近隣の森にカラスのねぐらの存在が疑われた	・防風林にカラス類が100羽程度集まることがあり、防風林隣の牛農場からカラス類が飛来 ・農場へのカラス類の飛来は少ない ・通報2日前、隣接する森で多数のカラス類が騒がしく鳴いていた
	安平町	2026/3/5					
	白老町	2025/10/22	2022/4/16	ハシブトガラス ハシボソガラス	114+		
青森県	東北町	2026/4/22		ハシブトガラス ハシボソガラス	16	・農場の堆肥舎に接する林及び上空にハシボソガラス15羽を確認し、堆肥舎にはカラス類複数羽が侵入 ・農場周辺の森林でハシブトガラス50羽以上確認	・農場内にカラス類が多数飛来
岩手県	金ヶ崎町	2026/2/21		ハシブトガラス	54+		
宮城県	角田市	2026/3/26	2023/1/28		0		
茨城県	城里町	2025/12/25	2021/2/1 2023/1/9	ハシブトガラス	2		
埼玉県	嵐山町	2025/12/30		ハシブトガラス	3	・農場周辺にハシブトガラスが1-2羽点在	・農場上空にカラス類をよく見かける
千葉県	旭市	2026/1/27		ハシボソガラス	6		
	旭市	2026/2/20					
新潟県	胎内市	2025/11/9	2023/3/12 2024/11/6	ハシブトガラス	35	・400m先の堆肥場の周辺林に20羽、350m先の廃農場に10羽のハシブトガラスを確認	・上空にカラス類がよく飛来
	胎内市	2025/11/4	2023/3/6				・発生時期は上空にカラス類が飛来
岐阜県	関市	2026/1/22		ハシブトガラス ハシボソガラス	5		
三重県	津市	2026/1/13				・上空および農場周辺の林にカラス類を確認	・隣接農場の共同堆肥場付近や250m先の養豚場周辺でカラス類の群れをよく見かけ、農場にも飛来するほか、隣接する林でも見かける
京都府	亀岡市	2025/12/24		ハシブトガラス	2	・農場周辺でハシブトガラスを2羽確認	・発生の約10日前に2日間程度カラス類の大群が付近の山に飛来
兵庫県	姫路市	2025/12/16		ハシブトガラス ハシボソガラス	5	・農場上空でカラス類を5羽確認 ・農場周辺の林にカラス類が飛来	
	姫路市	2026/1/8	2021/11/17				
鳥取県	米子市	2025/12/2		ハシブトガラス ハシボソガラス	4		
岡山県	津山市	2025/12/20		ハシブトガラス	1	・農場周辺の山林でカラス類複数羽が飛翔	
香川県	東かがわ市	2026/1/10			0		・鶏舎周囲でカラス類が確認される
宮崎県	延岡市	2026/1/2					
	日向市	2025/11/22	2022/12/21		0		・2週間程前、カラス類の大群が2日間程農場北側に集まっていた

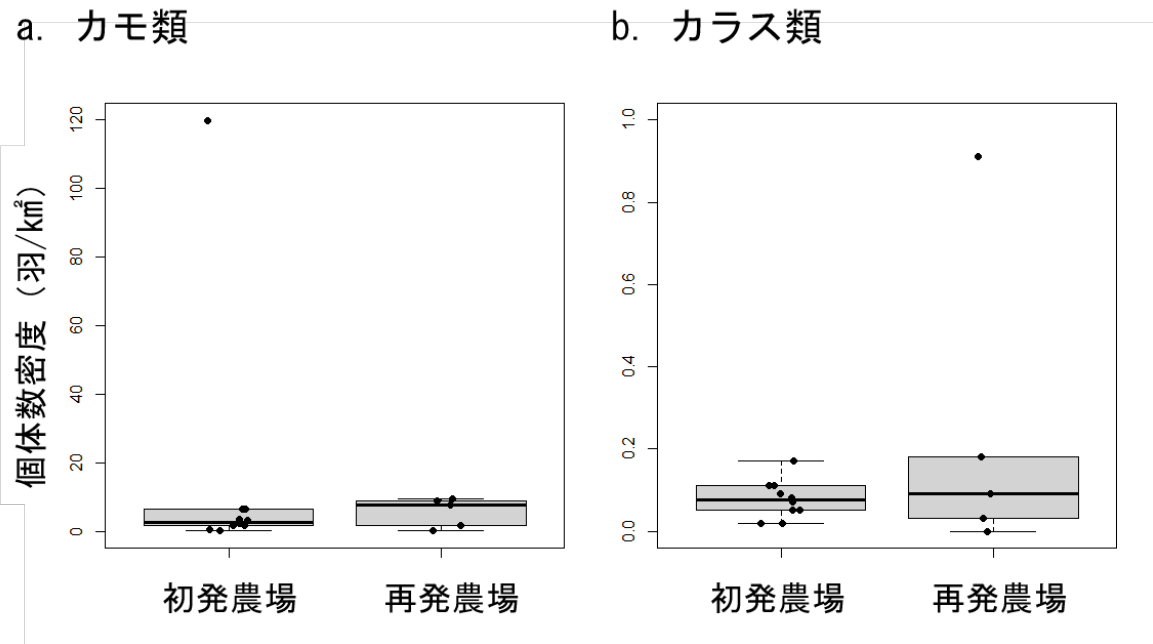


図1 初発事例と再発事例の周辺における(a)カモ類と(b)カラス類の密度
※●は各数値を示す。

<引用文献>

- 1 農林水産省：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-75.pdf
- 2 環境省：野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html
- 3 Shimizu, Y., Y. Hayama, T. Yamamoto, K. Murai, T. Tsutsui: Matched case-control study of the influence of inland waters surrounding poultry farms on avian influenza outbreaks in Japan. Scientific Reports 2018; 8, 3306.
- 4 Yamaguchi, E., Y. Hayama, Y. Murato, K. Sawai, S. Kondo, T. Yamamoto: A case-control study of the infection risk of H5N8 highly pathogenic avian influenza in Japan during the winter of 2020–2021. Research in Veterinary Science 2024, 168, 105149.
- 5 高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム：2024年～2025年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書
https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/kakin/kakin_94/attach/pdf/kakin_94-10.pdf

(5) 分離されたウイルスの性状

内田 裕子

25/26シーズンの我が国の家きん発生事例（24事例）では、H5N1亜型の鳥インフルエンザウイルス（以下「AIV」という。）が分離された。これらのH5N1亜型AIVは、赤血球凝集素（以下「HA」という。）の遺伝子の塩基配列から推定されるHA開裂部位のアミノ酸配列に、HPAIVに特徴的な塩基性アミノ酸の連続（16事例 PLREKRRKR/GLF、7事例 PLRERRRKR/GLF及び1事例 PLKERRRKR/GLF）が認められたことから高病原性であると判定された。また同シーズンに環境省サーベイランスや大学等の独自調査によって死亡野鳥や自然環境等からも、家きんで分離されたウイルスと同様のH5N1亜型のHPAIVが検出された。家きん発生事例から分離されたウイルスの性状について検討するために、遺伝子解析及び感染試験を実施した。

1) ウイルス遺伝子の解析

家きんでの全発生事例（24事例）に由来するHPAIVについて、全ゲノム解析を行い、それら塩基配列を用いた系統樹解析の実施と動物衛生研究部門で開発した GenoFLU-JP（2026年7月リリース予定）を用いて遺伝子型を決定した。

25/26シーズンに国内で得られたすべてのHPAIVのHA遺伝子は、Clade 2.3.4.4b に属しており、これまで報告された17/18シーズンから24/25シーズンまでの系統と同じであった。H5N1亜型のHPAIVのHA遺伝子は、21/22シーズンから24/25シーズンまで見られていたG2dグループ（2021-2022年欧州分離HPAIVに由来）、22/23シーズンから24/25シーズンまで見られていたG2cグループ（2021年に西シベリア及び中国中南部分離H5亜型HPAIVに由来）及び今回新たに分類された、25/26シーズンに欧州でも分離されていたHPAIVに近縁なグループ（欧州系統）の3つのグループに分類されることが明らかになった（図1）。欧州系統グループは、24/25シーズンにイスラエル（西アジア）やジョージア（東ヨーロッパ・西アジアの境界）で報告されたH5亜型HPAIVに由来していた。当該シーズンに野鳥や環境中からは、家きんで検出されたG2d、G2c及び欧州系統グループに属するH5亜型HPAIVが検出されたほか、23/24シーズンに野鳥でのみ報告されたG2aグループに分類されるH5N5亜型HPAIVが2例のみ認められた。

25/26シーズンにおいては、10月15日に国内で初めて北海道で死亡したオオタカからG2dグループのウイルスが検出され、その後10月22日には北海道での家きん飼養施設で初の発生が報告された。25/26シーズンにG2cグループが初めて検出されたのは、野鳥では鹿児島県の環境試料から11月3日、家きんでは鳥取県での発生の12月2日であった。欧州系統グループについて、野鳥においては2026年2月3日に大分県で、家きんにおいては25/26シーズン最後の発生である2026年4月22日に青森県で検出された。

HAの解析に加え、ノイラミニダーゼ（以下「NA」という。）及びその他6つの内部遺伝子分節（PB2、PB1、PA、NP、M及びNS遺伝子の各分節）のGenoFLU-JPによる解析結果に基づき、ウイルスが保有する8本の遺伝子分節の組合せにより遺伝子型を分類した（図1）。25/26シーズン、HA遺伝子がG2dグループに属していた家きん発生由来ウイルスは、その他遺伝子分節の解析結果より遺伝子型G2d-0に分類された。G2d-0は21/22シーズンから24/25シーズンまで毎シーズン検出されており、5シーズン連続した検出となった。当該シーズンの発生でG2d-0の検出頻度は24事例

中15事例で最も高かった。

HA遺伝子がG2cグループのウイルスは、その他遺伝子分節の解析により、新たな3種類の遺伝子型に分類され、2事例がG2c-19（6例目：鳥取県、8例目：岡山県）、4事例がG2c-20（7例目：兵庫県、15例目：香川県、16例目：三重県、17例目：岐阜県）及び2事例がG2c-21（18例目及び19例目：千葉県）であった。

G2c-19のPA、HA、NA、M遺伝子分節はこれまで日本の野鳥・家きんで検出されたG2d及びG2cグループのHPAIVに属す遺伝子型のウイルスと近縁であった。その他の遺伝子分節は25/26シーズンより前に報告された国外のAIVやHPAIVに由来していたが、少なくともPB2及びNS遺伝子分節は25/26シーズンに環境中から検出されたHPAIVと由来が一致することが明らかとなった（図1）。遺伝子型G2c-19のウイルスは、国内で発生が確認される前の2025年10月27日には韓国の野鳥から検出されていた。

G2c-20のHA、NP、NA及びM遺伝子分節はこれまで国内の野鳥・家きんで検出されたG2cグループのHPAIVに属す遺伝子型のウイルスに起因し、その他の遺伝子分節は主に国外で検出されていた野鳥のAIV由来であった。これらの遺伝子分節は、前述したG2c-19と同様に25/26シーズンに少なくともNS遺伝子分節は環境中から検出されたHPAIVと由来が同じであった。遺伝子型G2c-20も、2026年1月17日には韓国の野鳥、猛禽類から検出されている。

G2c-21はPB1及びNA遺伝子分節を除き全ての遺伝子分節はこれまで報告された国内のG2d及びG2cグループのHPAIVに属す遺伝子型のウイルスに由来していた。PB1遺伝子分節は24/25シーズン以前の国外、NA遺伝子分節は当該シーズン以前の国内外で検出されていた野鳥AIVに起因していたが、PB2遺伝子分節については25/26シーズンに環境から検出されたAIVとも由来が一致していた。2026年2月27日に富山県の死亡野鳥から分離されたHPAIVも遺伝子型G2c-21に分類された。

2026年4月22日に青森県の家きんで検出されたウイルスは、2026年2月3日に大分県の野鳥から検出されていたウイルスとHA遺伝子が欧州系統という同グループに属していたが、その他遺伝子分節の組み合わせによると遺伝子型は異なっていた（大分県野鳥由来株：欧州系統-1、青森県家きん由来株：欧州系統-2）。双方のウイルスについて、HA遺伝子以外の遺伝子分節の解析によると、PB1、PA、NA及びNS遺伝子分節は2020年以降欧州で検出されたHPAIVに由来していたが、その他の遺伝子分節は今シーズンも含む日本で検出されたHPAIVに由来するものの、大分県の野鳥由来ウイルスはPB2及びNP遺伝子分節が25/26シーズンに検出されたG2c-21と一致し、青森県の家きん由来ウイルスはPB2遺伝子分節がG2c-19と一致していた。

これまで家きんの発生において、20/21シーズン以降、2種類から17種類までシーズンごとに複数の遺伝子型が検出されていた。25/26シーズンにおいても、5種類という多様な遺伝子型が認められた。すなわち、25/26シーズンの家きんの発生要因ウイルスは、HA遺伝子の由来が異なるG2d、G2c及び欧州系統グループの3つのグループに分類され、また8本の遺伝子分節の組み合わせによる遺伝子型として、G2d由来が1種類（G2d-0）、G2c由来が3種類（G2c-19、G2c-20及びG2c-21）及び欧州系統由来が1種類（欧州系統-2）の計5種類の遺伝子型であったことが明らかとなった。

野鳥や環境試料由来のH5亜型HPAIVにおいて、家きん発生ウイルスと共通した遺伝子型は、G2d-0及びG2c-21であり、野鳥や環境試料由来のみで分類された遺伝子型も複数認められた。2026年1月15日に北海道のハシボソガラスから分離された

HPAIVはH5N5亜型であり、その遺伝子型はG2a-2に分類された。23/24シーズンに野鳥由来ウイルスのみから検出された遺伝子型と同一であったが、ウイルス遺伝子の進化から見ると23/24シーズンウイルスが国内で残存していた可能性よりは、25/26シーズンに欧州・シベリアの繁殖地を介して再び国内に侵入した、もしくは23/24シーズン以降、極東ロシアで維持されていたウイルスが再び国内に侵入した可能性が考えられた。25/26シーズンのウイルスは、23/24シーズンウイルスには見られなかった、PB2遺伝子分節に哺乳類適応アミノ酸変異（627番目がグルタミン酸:Eからリジン:Kに置き換わる）が認められた。

20/21シーズンから24/25シーズンにH5亜型HPAIの発生が確認され、再度25/26シーズンにも発生が確認された8か所の家きん飼養施設のうち、1例目（北海道）と10例目（茨城県）で検出された遺伝子型（G2d-0）は、過去の発生で検出された遺伝子型と一致していた。1例目は21/22シーズンでの発生で、10例目は22/23シーズンでの発生でそれぞれG2d-0が検出されていた。遺伝子型G2d-0は21/22シーズン以降、毎シーズン継続的に検出され、主要な発生要因ウイルスとなっている。国内又は農場周辺で3シーズン以上にわたり同じ遺伝子型のウイルスが保持されている可能性は、家きん、野鳥・環境等でのHPAIVの検出状況からも考えにくい。したがって過去の遺伝子型と同じ遺伝子型による2事例の25/26シーズンの発生は、当該シーズンに野鳥により国外から持ち込まれたウイルスによる可能性が高い。なお、米国の牛で検出されているH5N1亜型HPAIVの遺伝子型はB3.13及びD1.1であるが、これらは25/26シーズン及びそれ以前に日本国内で見られた遺伝子型とは異なっていた。

3例目（新潟県）の発生確認日（2025年11月4日）に、発生確認鶏舎の隣接鶏舎で死亡していたクマネズミの体表スワブからは、H5N1亜型HPAIVが分離された。全ゲノムを解読し、農場の家きんより分離されたH5N1亜型HPAIVの8本の全遺伝子分節の塩基配列と相同性を比較した結果、99.7%を超えて大変高い一致率であり、それらのH5N1亜型HPAIVは同じ遺伝子型（G2d-0）のウイルスであった。20例目（岩手県）の発生確認日（2026年2月21日）に、発生鶏舎内で死亡していたクマネズミの気管、肺、直腸からも、H5N1亜型HPAIVが分離された。これら分離ウイルスと家きん発生農場で分離されたウイルスとの全ゲノムの塩基配列の相同性を比較した結果、99.9%の一致率で遺伝子型も全てG2d-0であった。20例目の家きん及びクマネズミから分離されたHPAIVのPB2遺伝子分節に哺乳類適応アミノ酸変異（627番目がグルタミン酸:Eからリジン:Kに置き換わる）が認められた。本発生以前に北海道苫小牧市の野鳥（2026年1月27日ハシブトガラス）、発生の後に同県で検出された野鳥（2026年3月6日ノスリ、3月24日、30日及び4月5日のハシブトガラス）、3月26日の宮城県（23例目）のあひるでの発生事例、3月2日、23日と24日北海道でのハシブトガラスから分離されたウイルスからもこのアミノ酸変異が認められた。一方、25/26シーズンに哺乳類（タヌキ、アライグマ及びテン）から分離されたHPAIVにはPB2遺伝子分節に哺乳類適応アミノ酸変異は認められなかった。なお、これらのHPAIVにおいて哺乳類細胞への感染に関与するHA遺伝子における変異は見つからず、哺乳類への感染性は認められなかった。

25/26シーズン家きんから分離されたH5N1亜型のHPAIV株の推定アミノ酸配列には、既存の代表的な抗ウイルス薬（NA阻害剤及びウイルスRNAポリメラーゼ阻害薬）の耐性に関する変異や哺乳類細胞への感染に関与するHA遺伝子における変異及び20例目岩手県と23例目宮城県からのHPAIVを除きウイルスの哺乳細胞における増

殖能向上に関連する変異は見つからなかった。

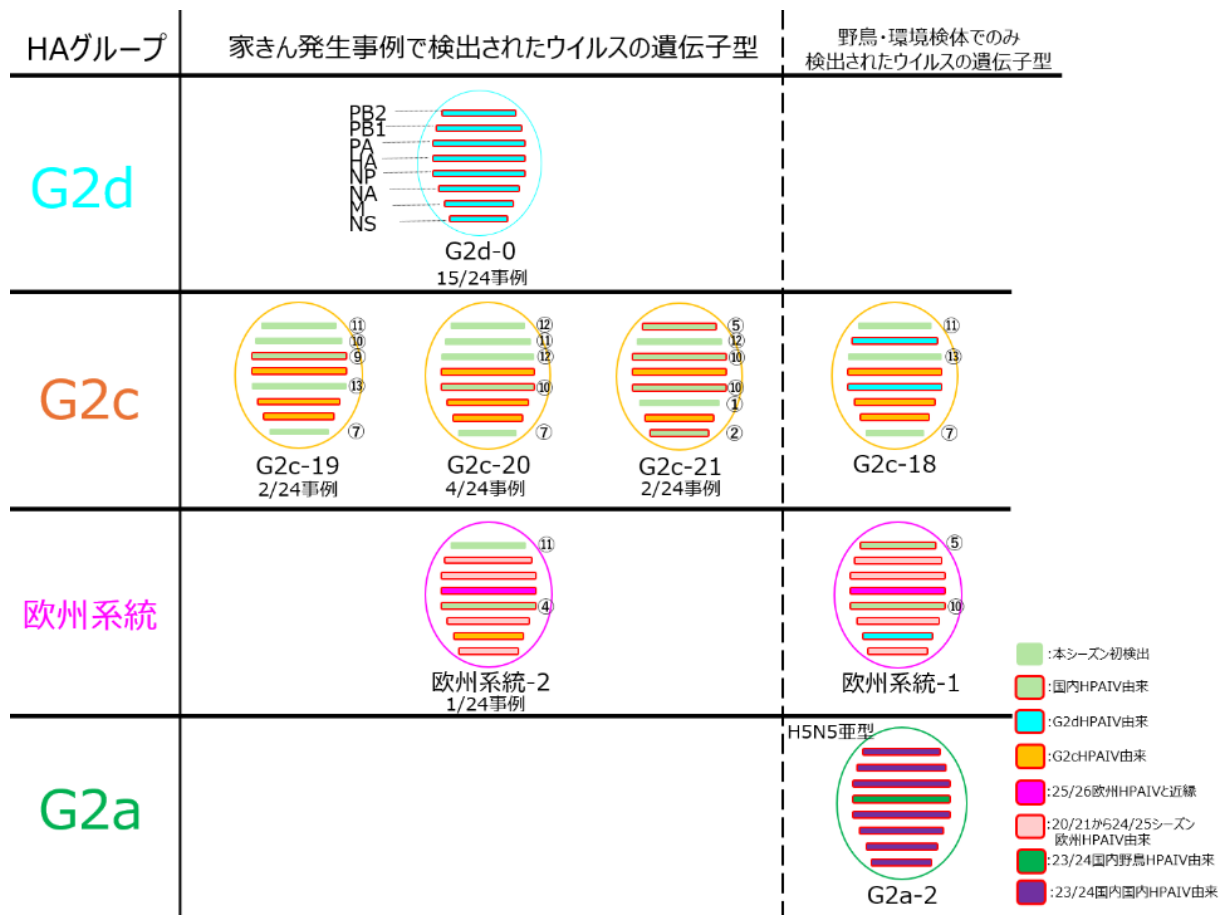


図1 25/26シーズンに国内で検出されたClade 2. 3. 4. 4bに属するH5亜型HPAIVの8分節の遺伝子系統樹解析に基づく遺伝子型の分類
各遺伝子分節横に記した丸囲み数字は各分節内で分類したグループ番号。同じ数字であるが異なる分節の間で由来は共通するものではない。

2) ウイルス国内侵入・拡散経路の推定

2025年10月15日、北海道南西部で死亡したオオタカから25/26シーズン初めてH5N1亜型HPAIVが検出され、10月22日には北海道同地域の家きん農場でH5N1HPAIVによる発生が報告された。これらウイルスの遺伝子型はG2d-0であった。北海道南西部では9月初旬からカモ類、9月下旬からはガン・ハクチョウ類の飛来が増え始めていた。本シーズン最初にHPAIVが検出された野鳥は、小型哺乳類や鳥類を捕食するオオタカであったことから、感染した動物を捕食したことにより感染したと考えられる。このような状況は地域での環境中のウイルス量が高まっていたことを示唆しており、そのような状況で家きん農場にウイルスが伝播したと考えられた。1例目以降、遺伝子型G2d-0による家きん飼養施設での発生は、23例目の2026年3月26日まで、全国的に5か月にわたって報告された。野鳥・環境試料においても同様に10月15日から2026年5月22日まで全国的に7か月にわたって報告された。本遺伝子型はこれらの検出状況から鑑みて、野鳥における保有範囲や頻度がかかなり高い状況にあることが示された。遺伝子型G2d-0のウイルスは21/22シーズン以降、5

シーズン連続して国内の家きん及び野鳥で検出されている。国外の報告事例のように渡り鳥の飛来シーズンにかかわらず環境中に残存したウイルスが当該シーズンの発生源となった可能性も否定はできないが、シーズン前の夏季の間、野鳥・環境及び家きんでHPAIVは検出されていないこと、国外でも同じ遺伝子型のウイルスが検出されていることから、25/26シーズンもこれまでと同様に各シーズンの秋頃に渡り鳥によって国外から持ち込まれたと考えられる。遺伝子型G2c-19及びG2c-20は国内での死亡野鳥から検出の報告はないが、韓国での野鳥糞便、捕獲調査及び死亡野鳥調査で分離されたウイルスから検出されている。また、G2c-21については、国内で死亡した猛禽類から検出されている。これらウイルスによる家きんでの発生の要因として、国外から野鳥により持ち込まれたウイルスが国内の野鳥に感染拡大して環境中に高まった後、家きん農場に侵入したことが示唆された。2026年4月22日に家きん農場で検出された遺伝子型欧州系統-2のウイルスについては、HA遺伝子グループを含む5つの遺伝子分節は2026年2月3日に大分県のマガモで検出された欧州系統-1と共通の遺伝子分節で、欧州で検出されているHPAIVと近縁であった。その他3つの遺伝子分節のうち、欧州系統-1はPB2及びNP遺伝子分節がG2c-21と共通し、欧州系統-2はPB2遺伝子分節がG2c-19と共通していた。これらのことから、欧州系統-1及び欧州系統-2は野鳥が越冬のために国内に飛来する前に国外で欧州由来のウイルスとアジア地域由来ウイルスと遺伝子再集合を起こしてできた可能性と、国内に少なくとも共通する欧州や西アジア由来の5つの遺伝子分節を保有するウイルスを持つ野鳥が飛来し、国内で野鳥間でのウイルス伝播をしている間にG2c-19やG2c-21等のHPAIVと遺伝子再集合を起こしてできた可能性が考えられた。このような事象は世界中で野鳥集団の中でのウイルス浸潤状況が複雑化していることを示しており、近年多様なウイルスが出現するメカニズムであると考えられる。

25/26シーズンの主要な遺伝子型であるG2d-0による家きんでの発生時期は、発生開始初期から後期に至るまで長期間にわたっており、野鳥・環境試料についても同様の傾向が認められた（図2）。2026年1月8日の14例目以前の発生において、本遺伝子型は全国的に検出されていた。一方で、2026年2月21日の20例目以降の発生においては、本遺伝子型の検出は東北・北海道地域に限定された。この地理的な偏りは、2026年1月以降、野鳥での本遺伝子型の検出状況とほぼ一致していた。G2cグループの遺伝子型は、家きんでの発生においては12月から2月まで、千葉県以南の地域でのみ検出され、検出時期や地域が限られている傾向が認められた。韓国の野鳥におけるG2cグループ遺伝子型のウイルス検出状況から、G2cグループの遺伝子型ウイルスを維持する野鳥集団が中国大陆側からある時期に入ってきた可能性が考えられた。国内での死亡野鳥からG2cグループのHPAIが検出されることは少なく、環境試料からは検出されたことから、G2cグループのHPAIは感染野鳥を死亡させることなくウイルスが伝播・拡散し、家きんでの発生要因となった可能性が考えられた。また、25/26シーズンも同道県で複数の発生が認められた事例が認められており、北海道、新潟県、千葉県では同一の遺伝子型による発生であったが、兵庫県では異なる遺伝子型が発生に関与していた。

同一道県内における1か月以内の発生で、家きん飼養施設間の距離が11km以内であり、検出されたウイルスの遺伝子型が同一であった事例は、新潟県の3例目と4例目、千葉県の18例目と19例目及び北海道の21例目と22例目であった。各事例で検出されたウイルスの遺伝子塩基配列の相同性は、新潟県の事例（遺伝子型G2d-

0) では99.7～100%、千葉県事例（遺伝子型G2c-21）では99.5～99.9%、北海道事例（遺伝子型G2d-0）では98.9～99.5%で、それぞれかなり近縁なウイルスであった（表1）。発生農場の地理的な距離が近いことや発生報告日の期間が短い場合、これらの農場間で農場間伝播の可能性は否定できない。一方、各同県発生時期、同県内で野鳥・環境試料からHPAIが検出されており、地域の野鳥や野生哺乳類に由来するウイルスが、個別にこれらの農場に侵入した可能性も考えられる。

家きん農場での発生が確認された際に実施される疫学調査において、7例目（兵庫県）と8例目（岡山県）の家きん発生農場では、共同堆肥場を使用していることが明らかとなった。このことは、共同堆肥場におけるウイルス汚染物との物理的な接触により農場間でのウイルス伝播が起きている可能性を示した。しかしながら、7例目で検出されたウイルスの遺伝子型はG2c-20、8例目のウイルス遺伝子型はG2c-19であったことから、共同堆肥場経由でのウイルスの農場間伝播は否定され、それぞれの農場には他の感染経路によりウイルスが侵入したことが明らかとなった。

18例目（千葉県）の家きん農場での発生は2026年1月27日であったが、それ以前の2026年1月17日に湖沼水からH5亜型HPAIの遺伝子断片が検出された。千葉県の当該地域には家きん農場が集中しており、さらにそれら農場での発生頻度が高いにもかかわらず、死亡野鳥の報告がない状況であった。湖沼水の調査から得られる情報はウイルス断片となってしまうことから、家きん農場で検出されたウイルスと全ゲノムの比較をすることはできなかった。しかしながら、当該地域でのH5亜型HPAIVが環境中で高まっている状況を確認することが出来、ウイルスの農場への伝播の要因の1つとなっていることが示された。

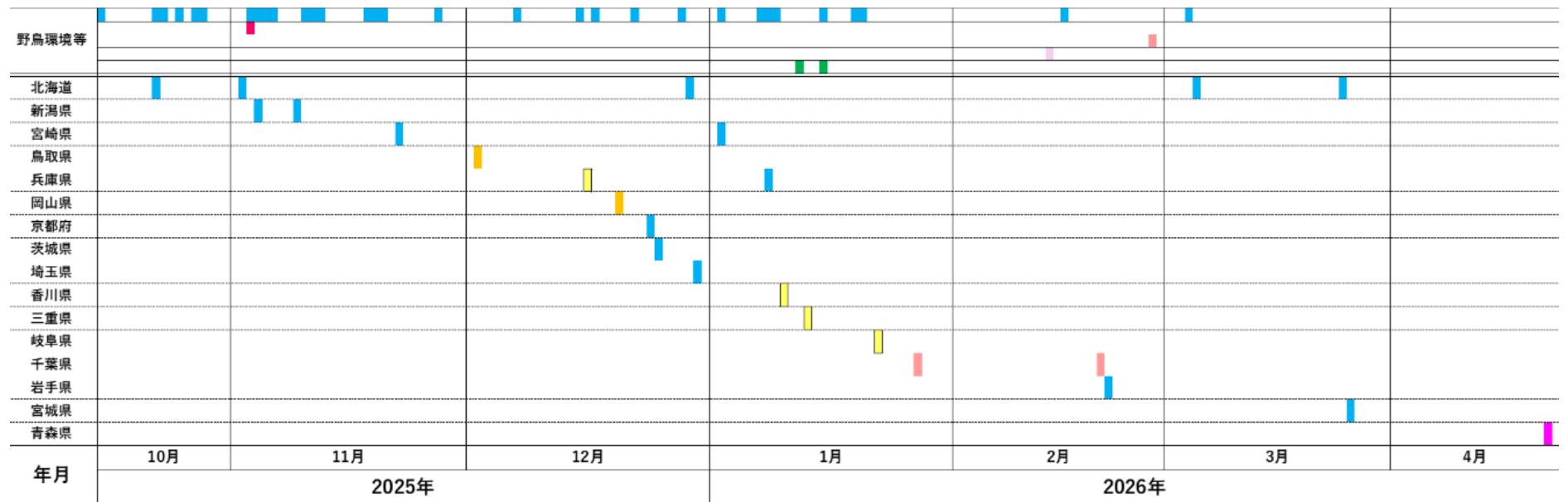


図2 野鳥環境等及び家きん発生事例道県別のHPAIV遺伝子型

表1 各事例で検出されたウイルス間の遺伝子分節ごとの塩基配列の相同性

遺伝子分節名	新潟県	千葉県	北海道
	3例目と4例目	18例目と19例目	21例目と22例目
PB2	100%	99.6-99.7%	98.90%
PB1	99.9-100%	99.8-99.9%	99.30%
PA	99.9-100%	99.8-99.9%	99.20%
HA	100%	99.50%	99.10%
NP	100%	99.70%	99.50%
NA	99.90%	99.6-99.7%	99.1-99.2%
M	99.80%	99.60%	99.30%
NS	99.7-100%	99.70%	99.0-99.2%

各事例につき2株のウイルスを用いて比較した

3) ウイルスの病原性解析

家きんの発生で認められたG2cグループの遺伝子型から代表的なウイルスとして6例目のG2c-19（鳥取県）、7例目のG2c-20（兵庫県1例目）及び18例目のG2c-21（千葉県1例目）の3種類のウイルスを選抜し、鶏を用いた経鼻感染試験により感染動態を検討した。 10^6 EID₅₀という高濃度のウイルスを鶏に経鼻接種した場合、3種類の各遺伝子型ウイルスを接種した鶏はウイルスに感染して全て死亡し、ウイルス接種から死亡するまでの平均死亡日数を算出すると、2.0日から3.5日の範囲で大きく変わらなかった（表2）。 10^6 EID₅₀から10倍段階希釈したウイルス量の鶏への接種試験結果から、50%の鶏が死亡するのに必要なウイルス量（50%鶏致死ウイルス量（CLD₅₀））はG2c-19、G2c-20及びG2c-21でそれぞれ $10^{4.50}$ EID₅₀、 $10^{4.17}$ EID₅₀及び $10^{4.50}$ EID₅₀で最高値と最低値を比較すると約2倍の差のみであった。

25/26シーズンに家きんの発生から検出された遺伝子型について、感染した個体は全て死亡していること、発生事例では時間の経過とともに死亡羽数が増加する等の所見が得られていることから、25/26シーズン発生においても、死亡羽数の増加はHPAI疑いの早期発見・早期通報のための有効な指標であったと考えられる。

表2 25/26シーズン家きん由来株を用いた鶏への感染試験

発生事例 番号	ウイルス名	遺伝子型	10^6 EID ₅₀ 経鼻 生存率	10^6 EID ₅₀ 経鼻 平均死亡時間（日）	CLD ₅₀ (log ₁₀ EID ₅₀)
6	鳥取	G2c-19	0%	2.0	4.50
7	兵庫1例目	G2c-20	0%	3.1	4.17
18	千葉1例目	G2c-21	0%	3.5	4.50

4 総合的考察

(1) 発生の概要

農林水産省消費・安全局動物衛生課

25/26シーズンにおいては、2025年10月22日に北海道で1例目の家きんにおけるHPAIの発生が確認され、我が国における発生としては、24/25シーズンの最後の事例（2025年2月1日千葉県）から約8か月半ぶり、6シーズン連続での発生となった。それ以降、例年同様に12月、1月を発生のピークとして発生し、2026年4月22日までに16道府県において24事例が発生し、21/22シーズン、23/24シーズンに次ぐ3番目に遅い時期までの発生となった。殺処分対象は計約576万羽となった。

海外からのHPAIVの侵入経路及び国内での感染拡大要因として重要な野鳥においては、10月15日に北海道苫小牧市で回収されたオオタカから今シーズン初めてA型鳥インフルエンザウイルスが確認（のちにH5N1亜型HPAIVと確認。）された。また、10月22日には九州の宮崎県日南市で回収されたヒドリガモから、10月23日には北海道根室市のハシブトガラス、11月3日には鹿児島県出水市で採取された環境試料（水）からウイルスが検出された。11月5日には山形県三川町のノスリで陽性確認があり、10月に北海道と九州でウイルスが存在し、11月には広範囲で野鳥に感染が起こっていたと考えられた。その後も、2026年5月22日に北海道札幌市で回収されたハシブトガラスまで、全国で野鳥の陽性確認が続いた。野鳥等におけるウイルス陽性確認は、北海道から鹿児島県までの16道県で168事例（2026年6月30日時点）が確認され、陽性確認事例数は過去6シーズンの中で3番目に高い水準となった。また北海道では、国内で初めてHPAIVがアライグマ及びテンの死亡個体から分離された。さらに、20例目（岩手県金ヶ崎町）の農場内で見つかったクマネズミの死体の気管、肺、直腸からHPAIVが分離され、農場の家きんから確認されたものと同じのウイルスであると考えられた。これら哺乳類は日本全国に分布し、いずれも家きん舎に侵入する恐れがある。世界的にも哺乳類での感染数が増加傾向にある中、家きんへの感染リスク要因として、哺乳類の家きん舎内侵入には一層の注意が必要と考えられた。一方で、野鳥等で感染報告がなかった青森県、宮城県、茨城県、埼玉県、岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県及び香川県でも家きんでの発生が確認された。このことから、国内では近隣での感染確認の有無によらず、初発事例後は全国どこでも感染リスクがあるものと考えられた。

発生農場の地理的な分布としては、全国的に感染が認められたものの、同一道府県で複数事例が確認されたのは、北海道（5事例）、新潟県、千葉県、宮崎県及び兵庫県（いずれも2事例）であった。また、大臣指定地域における発生は、北海道（1例目、22例目）、新潟県（3例目、4例目）、茨城県（10例目）及び千葉県（18例目、19例目）の5地域7事例が確認された。

発生農場の周辺環境をみると、農場周辺1km以内に干潟・ため池・河川・水路等、水鳥類が利用する可能性がある環境が認められ、鶏舎近隣水域等で100羽を超えるカモ類が確認された事例もあった。また、農場から2.3km離れたコハクチョウ飛来水田で採取した野鳥の糞便からAIV（H5亜型）が分離された事例や、発生の約10日前に農場から約2km離れたため池から採取された環境試料（水）からHPAIVが確認された事例もあり、農場周辺に渡り鳥や水鳥類が集まる環境がリスクとなる可能性が考えられた。さらに、農場周辺にカラス等のねぐらとなる雑木林があり、現地調査時、農場周辺で多くのカラスが確認された事例もあった。加えて、家きん舎の

入気口から採材した検体において、5農場からカラス類の遺伝子、1農場からマガモの遺伝子が検出され、農場でのHPAIの発生におけるカラス類の関与も推察された。

畜種別にみると、採卵鶏が17事例で最も多く、肉用鶏が5事例、その他（あひる（あいがも）及びうずら）が2事例であった。農場規模については10例目（茨城県城里町）が約97万羽と最大であり、20万羽以上が12事例、10万羽以上20万羽未満が3事例、10万羽未満が9事例であった。鶏舎構造はウインドウレス鶏舎が最も多く、採卵鶏では10事例（58.8%）、肉用鶏では1事例（20.0%）であった。

また、8事例（33.3%）が20/21シーズンから24/25シーズンまでに発生を経験した農場における再発事例であり、うち2事例は3度目の発生であった。これらのうち、6事例は採卵鶏であり、5事例は20万羽以上の大規模農場であった。

さらに、あひる（あいがも）の発生農場では、死亡の増加がみられなかった家きん舎においても、歩行異常、起立不能、斜頸及び震え等の神経症状を呈する個体が複数確認され、全舎においてELISA抗体陽性が確認されている。このことから、あひるがHPAIVに感染しても、死亡に至らない症状又は無症状で経過する可能性があると考えられた。

衛生管理の実施状況については、何らかの不備のある農場が確認された一方で、基本的な衛生管理措置が実施されていると考えられる農場においても発生が確認されている。こうした農場での発生原因の一つとして、家きん舎の入気口から野鳥の遺伝子が検出されていることから、感染野鳥の羽毛や糞便、その塵埃を介し家きん舎へウイルスが侵入した可能性も否定できない。

発生事例の防疫措置については、市町村や生産者団体等の協力に加え、民間事業者等の積極的な活用が行われた。特に、農場規模が最大であった10例目（茨城県城里町）の事例においては、コンテナ等を用いた効率的な殺処分について事前に計画を策定していたとともに、民間事業者の活用により、約97万羽の殺処分を5.6日間（平均殺処分羽数：約7,000羽／時間）で完了させる等、迅速な防疫措置が実施された。このことから、特に家きんの飼養羽数が多い農場においては、発生時に備えた具体的な対応計画の策定等、事前の準備が重要であると考えられた。

(2) 分離されたウイルス株の特徴

内田 裕子

25/26シーズンに我が国の家きん発生事例（24事例）及び環境省等のサーベイランスによって死亡野鳥や自然環境中から分離されたHPAIVは、H5N1亜型及びH5N5亜型であった。家きんから分離されたウイルスの性状について検討するために、遺伝子解析及び感染試験を実施した。

1) ウイルス遺伝子の特徴

家きんでの全発生事例（24事例）に由来するHPAIVについて、8本の遺伝子分節の全ゲノム解析結果により、H5N1亜型に分類され、HA遺伝子の由来による分類としてこれらはそれぞれG2d、G2c及び今シーズン新たに検出された欧州系統の3つのグループに分類された。また、8本の遺伝子分節の組合せによる遺伝子型として、G2dグループではG2d-0、G2cグループではG2c-19、G2c-20及びG2c-21、欧州系統グループでは欧州系統-2に分類され、これら計5種類の遺伝子再集合ウイルスが家きんの発生要因となったウイルスであることが見いだされた。また、野鳥・環境由来HPAIVの8本の遺伝子分節の全ゲノム解析結果から、家きんで検出されたG2d-0及びG2c-21の2種類の遺伝子型に加え、家きんの発生では検出されていない遺伝子型、G2c-18、欧州系統-1及びG2a-2も検出された。したがって、家きんのみの発生から3種類（G2c-19、G2c-20 及び欧州系統-2）、家きん及び野鳥等から2種類（G2d-0及びG2c-21）及び野鳥等のみから3種類（G2c-18、欧州系統-1及びG2a-2）の遺伝子型が検出されたことから、少なくとも8種類の遺伝子再集合ウイルスが同シーズンに国内に侵入したことが明らかになった。

家きんの発生で出現頻度が高かった遺伝子型G2d-0のウイルスは、21/22シーズン以降5シーズン連続して家きん発生事例で検出された。25/26シーズンでは、10月15日に北海道で死亡したオオタカから検出された後、10月22日には北海道での初の農場での発生で検出されている。本シーズン初期にこれらのHPAIVが検出された北海道南西部では、2025年9月初旬からカモ類、下旬からはガン・ハクチョウ類の飛来が増え始めていたことから、オオタカは感染個体の捕食により感染した可能性が高く、また、渡り鳥の飛来数の増加により環境中のHPAIVが高まり、家きんでの発生に至った可能性が考えられた。毎シーズン検出されるG2d-0については、前シーズンに国内で発生したウイルスが潜在的に残存し、25/26シーズンに再び出現した可能性も完全には否定できない。しかし、2025年6月下旬から10月中旬にかけては、当該ウイルスによる家きんでの発生や野鳥からの検出は確認されていない。家きん飼養農場では、死亡羽数の増加等の異常が認められた場合に通報が行われ、その都度検査が実施されているが、この期間に発生が確認された事例はなかった。また、野鳥についても、鳥種や死亡状況等一定の基準を満たす事例を対象に、流行が認められない時期にも検査が継続されているものの、ウイルスの検出報告はなされていない。さらに、夏季はウイルスの環境中での生存に不利な条件であることや、この時期にはウイルスの保持・循環に関与する渡り鳥が国内に存在しないことも踏まえると、国内でウイルスが維持されていた可能性は低いと考えられる。以上より、我が国においては、24/25シーズンと25/26シーズンの間の夏季にウイルスが野鳥や家きん内で維持されていた可能性は低く、むしろ24/25シーズンのウイルスが渡り鳥によって国外の繁殖地や中継地へ運ばれて維持された

後、25/26シーズンに再び国内へ持ち込まれた可能性が示唆される。

遺伝子型G2c-19、G2c-20及びG2c-21は、22/23シーズンに初めて検出されたG2cグループウイルスが保有する遺伝子分節と、これまで国内で検出されたHPAIVに由来する遺伝子分節及び通常野生水きん類の間で循環するAIV由来の遺伝子分節から構成されており、今シーズン初めて検出された遺伝子型であった。遺伝子型G2c-19及びG2c-20については、国内の死亡野鳥からの検出報告はないものの、韓国における野鳥の糞便検体や捕獲個体、並びに死亡野鳥の調査から分離されたウイルスにおいて確認され、G2c-21は国内の死亡した猛禽類から検出されている。家きん飼養施設において、各G2c遺伝子型ウイルスによる発生が複数事例報告されているにもかかわらず、死亡野鳥における検出事例は少ない。G2cグループウイルスの検出事例は生存水きん類、糞便、環境水、猛禽類死亡事例に限られることから、水きん類は感染しても症状を示さず、国内の死亡野鳥のサーベイランスでは報告が上がらない可能性が考えられた。これらのことからG2cグループのウイルスは国外から渡り鳥によって持ち込まれた後、国内の野鳥の間で野鳥を死亡させることなく伝播し、環境中のウイルス濃度が上昇した後に家きん農場へ侵入した可能性が示唆された。

2026年4月22日に家きん農場で検出された遺伝子型欧州系統-2については、HA遺伝子グループを含む5つの遺伝子分節が、2026年2月3日に大分県のマガモから検出された欧州系統-1と共通しており、いずれも2020年以降欧州で確認されているHPAIVと近縁であった。一方、残る3つの遺伝子分節を見ると、欧州系統-1ではPB2及びNP遺伝子分節がG2c-21と共通し、欧州系統-2ではPB2遺伝子分節がG2c-19と一致していた。これらの結果から、欧州系統-1及び欧州系統-2は、渡り鳥が越冬のために日本へ飛来する以前に、国外で欧州由来ウイルスとアジア由来ウイルスとの間で遺伝子再集合を起こして誕生した可能性と、欧州あるいは西アジア由来の共通する5つの遺伝子分節を有するウイルスを保有した野鳥が日本へ飛来し、その後、国内の野鳥間で伝播する過程において、G2c-19やG2c-21等のHPAIVと遺伝子再集合を起こして形成された可能性も示唆された。

今シーズン最後の2026年4月22日の発生では、これまで日本で報告のないHA遺伝子グループのウイルスで、かつ同じ遺伝子型のウイルスが野鳥等からも見つからない。本ウイルスは、25/26シーズンに野鳥により持ち込まれて日本国内で検出されることなく留まっていたが渡り鳥の北帰と共に動いた可能性と、別の経路で国外から日本国内に入ってきた可能性も考えられた。いつ頃どのような経路でウイルスが移動して発生要因となったのか未だ不明なことから、国内へのウイルスの侵入や感染経路を推定するに当たり、全国レベルでの野鳥や自然環境中で検出されたウイルス、海外での発生株を含めた全ゲノム遺伝子解析、野鳥の渡りの時期・経路やその規模等を含めた網羅的な解析が必要である。

2) ウイルスの遺伝子的特徴に基づく国内侵入・拡散経路の推定

25/26シーズン家きんでの発生で頻度高く検出されたG2d-0のウイルスは、10月中旬のオオタカでの検出に始まり、その後家きんでの発生は10月22日から2026年3月26日まで、野鳥・環境試料においても5月下旬まで全国的に認められた。2026年2月21日の20例目以降のG2d-0による発生は東北・北海道地域に限定され、2026年1月以降、野鳥での本遺伝子型の検出状況とほぼ一致していた。この現象は、全国的に拡散していた本遺伝子型のウイルスを保有している野鳥が北帰のために国内の

北部に集中したことによるものと考えられる。これらの状況から遺伝子型G2d-0は野鳥における保有範囲や頻度がかなり高い状況にあることが示された。G2c遺伝子型ウイルスによる家きんでの発生は、11月3日の環境水からの報告以降12月から2026年2月まで、千葉県以南での報告に限定されていた。欧州系統遺伝子型ウイルスは、2026年2月の大分県の野鳥での検出、家きんでは2026年4月下旬の青森県での発生と25/26シーズン後半で検出範囲は南北に離れていた。これらの検出時期や範囲から、複数の各野鳥集団の中で循環するそれぞれのHA遺伝子グループのウイルスが野鳥の飛来と共に国内に持ち込まれて循環した後に家きんでの発生要因となる可能性が示唆された。

同一道県内での1か月以内の発生で、家きん飼養施設間の距離が11km以内であり、検出ウイルス遺伝子型が同一であった事例（新潟県の3例目と4例目、千葉県の18例目と19例目及び北海道の21例目と22例目）のウイルス遺伝子の塩基配列はそれぞれかなり近縁であることが明らかとなった。これらの配列からは農場間伝播であるのか、地域の野鳥や野生哺乳類から個別にこれらの農場に侵入したのかは明らかではないが、疫学的情報を加えて発生要因を検討する必要がある。20例目（岩手県）の家きん及びクマネズミから分離された遺伝子型G2d-0のHPAIVのPB2遺伝子分節には哺乳類適応アミノ酸変異が見られていたが、当該発生以前の2026年1月27日には既に北海道の野鳥分離ウイルスからこの変異が検出されており、また、発生以降にも同県内の野鳥や23例目（宮城県）及び北海道の野鳥から分離されたウイルスで同様の変異が認められた。このことから、20例目発生以前、北海道、東北地域に既に野鳥の間でこのアミノ酸変異を持つウイルスが循環しており、本ウイルスに家きんや飼養施設内のネズミが感染して検出された可能性が示唆された。

3) ウイルスの病原性

25/26シーズン、我が国で家きんから分離されたH5N1亜型、遺伝子型G2c-19、G2c-20及びG2c-21の鶏への高濃度（ 10^6 EID₅₀）のウイルス経鼻接種では、各遺伝子型ウイルスの鶏の致死率は100%であり、平均死亡日数は2.0-3.5日と顕著な違いは認められなかった。CLD₅₀については、 $10^{4.17}$ EID₅₀と $10^{4.50}$ EID₅₀とその差は2倍程度と小さく、遺伝子分節の組み合わせの違いがあるにもかかわらず、鶏への感染性や生存性には顕著な差は認められなかった。鶏への感染試験結果から、感染が成立すれば、感染鶏は死亡することが明らかであったことから、これまでと同様に、鶏の死亡数の増加は本病疑いの通報において有効な指標となることが明らかとなった。

(3) ウイルスの侵入経路

山本 健久

1) 国内への侵入時期・経路

ア 昨シーズンからの継続発生であった可能性

25/26シーズンに国内の発生農場から分離されたウイルス株の一部（G2d-0）は、全ての遺伝子分節が一致するウイルスが21/22シーズン、22/23シーズン、23/24シーズン及び24/25シーズンにも確認されていた。このことから、24/25シーズンに国内で流行したウイルスが国内に残存して25/26シーズンの一部の感染事例の感染源となった可能性が考えられるが、2025年6月下旬から10月中旬にかけて野鳥の感染事例の報告がないこと、環境温度が高くなる夏季にウイルスが残存する可能性は低いと考えられること等から、25/26シーズンに改めてウイルスが侵入した可能性が高いと考えられる。

イ 今シーズンの侵入時期・経路

前述のとおり、2025年の夏季には国内にHPAIVは存在しなかったと推定できることから、25/26シーズンに流行したウイルスは、2025年秋に新たに国外から侵入した可能性が高いと考えられる。我が国へのウイルスの侵入時期については、今シーズンは2025年10月15日に北海道で確認されたオオタカが最初の感染事例となったが、この時期には北海道内に多くの渡り性の水鳥が飛来していたことから、この事例は、地域で感染した渡り鳥を、留鳥であるオオタカが採食して感染したことによるものと考えることが妥当といえる。10月22日に北海道内の採卵鶏飼養農場で今シーズンの1例目となる感染が確認されたこと、オオタカから確認されたウイルスと1例目の農場から確認されたウイルスがいずれもG2d-0であったことから、渡り鳥を介して北海道にHPAIVが侵入したことが日本への最初の侵入機会になったと考えられる。また、国内で検出されたウイルスの遺伝子解析の結果から、25/26シーズンにおいては、家きん発生事例と野鳥・環境試料で検出されたウイルスを合わせると、HA遺伝子による分類では4グループ（H5N1亜型3グループ、H5N5亜型1グループ）、8つの遺伝子分節の組み合わせに基づく分類では8遺伝子型（うち、家きん発生事例では5遺伝子型でいずれもH5N1亜型）のウイルスが存在していたことが分かっている。これらのウイルスについて、一部は国内での流行中に遺伝子再集合によって生じた可能性があるものの、すでに海外で生じていたとすれば、ウイルスの国内への侵入は複数回にわたって起こったと考えられる。

2) 農場へのウイルスの侵入要因

ア 農場周辺の野鳥や野生動物からの感染

今シーズンの流行においては、家きん農場等での発生が16道府県において24事例が認められたのに対し、野鳥における発生や陽性検体は16道県で認められ、これらのうち5道県では家きんと野鳥の両方で感染が確認された。野鳥の感染確認は主に死体の検査によるため、感染しても野鳥が死亡しにくい場合や人の目につきにくい場所で死亡していた場合等には、必ずしも感染を把握できるとは限らないことから、野鳥の感染が確認されていない地域でも野鳥の感染が起こっていた可能性は高いと考えられる。また、国内の野鳥の感

染事例としては、渡り性の水鳥に加えて、感染した野鳥を捕食、又はその死体を餌にすると考えられる猛禽類やカラス類の感染が認められている。これらのことから、農場へのウイルスの侵入要因については、2025年秋以降、国内において野鳥の感染が広い範囲で起こったことが主な要因になったと考えられる。

イ 周辺の発生農場からの感染

24/25シーズンの流行においては、短期間のうちに狭い地域で連続して発生する事例が岩手県（4事例）、千葉県（15事例）、愛知県（13事例）で認められ、各県の続発事例から非常に近縁なウイルスが確認されたことから、各県の一連の発生農場の一部は農場間の感染拡大の結果である可能性が示唆された。一方、25/26シーズンにおいては、そのような事例は認められなかった。

25/26シーズンのうち、2025年11月に新潟県で相次いで感染が確認された3例目と4例目については、

- ・両農場間がおおよそ500m程度しか離れていないこと
- ・両農場の通報日が5日しか離れていないこと
- ・両農場の周辺では多くのコハクチョウをはじめとする水きん類の飛来が認められていたこと
- ・両農場の感染確認後に実施された環境検査において壁や換気扇又は入気口等からHPAIVやその遺伝子が確認されたこと

から、両農場が相次いで野鳥等に由来するHPAIVに暴露された可能性が考えられる。一方、

- ・3例目の農場では通報日までに多くの死亡鶏が認められ、早期の通報がなされなかったと考えられること
- ・3例目の農場では、感染確認後に実施された環境検査でも、発生鶏舎や隣接鶏舎の長靴の底、換気扇、集卵ベルト、鶏舎壁面や床等からHPAIVやその遺伝子が確認され、感染確認時にはすでに農場内が広くウイルスに汚染していたと考えられること

から、3例目の農場の感染により4例目の感染が起こった可能性も否定できない。

2026年1月と2月に千葉県内で感染が確認された国内18例目と国内19例目については、両農場間が約1km離れていること、18例目の防疫措置の完了から19例目の通報まで20日程度離れていることから、両農場からいずれもG2c-21に分類されるウイルスが検出されたものの、18例目の農場が直接19例目農場の感染源となったとは考えにくい。

2025年12月に兵庫県で確認された7例目と、その4日後に岡山県で確認された8例目については、同一系列の農場であり、共同堆肥場を利用していたものの、ウイルスの遺伝子解析の結果、両農場のウイルスはG2c-20とG2c-19で異なっていたことから、これらの発生も農場間の伝播によるものとは考えにくかった。

3) 家きん舎への侵入要因

農場の周辺環境に由来するウイルスにより、家きん舎周囲の環境はウイルスに汚染されていたと考えられることから、家きん舎に出入りする人や物及び小

動物の対策が適切に行われていなかった場合には、家きん舎内へのウイルスの侵入源となったと考えられる。今シーズンの発生においても、家きん舎立入り時の手指消毒又は専用手袋着用、衣服・長靴の交換、家きん舎の壁面破損の修繕、家きん舎及び関連施設における防鳥ネットの設置等の衛生対策に関し不備が認められており、これらが感染要因となった可能性が考えられる。

感染確認後に実施された、農場内の飼養環境からの検査材料についてのHPAIVの検査においても、家きん舎の壁面及び床、入気口や換気扇、集卵ベルト、給水器、長靴の底、クマネズミの死体、野鳥の糞等からウイルス又はウイルス遺伝子が検出されており、これらが飼養家きんの感染後に汚染した可能性もあるが、家きん舎への侵入経路であった可能性も否定できない。

3例目（新潟県胎内市）と20例目（岩手県金ケ崎町）の農場内で発見されたクマネズミの死体から分離されたHPAIVは、これらの農場の家きんから分離された株とそれぞれ99.7%及び99.9%の一致率を示し、いずれのウイルスもG2d-0であった。農場での発生後にクマネズミが感染した可能性も考えられるが、このことは、クマネズミがこれらの農場へのウイルスの侵入原因であった可能性を示すと考えられる。また、このことは、感染鶏舎内のクマネズミが、他の鶏舎や農場への感染拡大要因になった可能性も示している。

一方、発生時の疫学調査の結果から、家きん舎に野生動物の侵入の痕跡がなく、家きん舎に出入りする人や物の衛生対策が相当徹底されている農場も少数認められた。これらの農場の感染要因については、従来想定されてきた衛生対策の不備や野生動物・衛生害虫による持ち込み等の可能性に加えて、ウイルスに汚染された塵埃、羽毛等の様々な可能性についても検証する必要がある。

4) 過去に発生があった農場での再発

これまでも、過去に発生があった農場での再発は認められてきたが、25/26シーズンにおいても、全24事例中8事例が再発農場であり、そのうち2事例は同一農場で3回目の発生となる事例であった。これらの農場では、過去の発生の際に実施された疫学調査の結果等で明らかとなったHPAI発生防止対策上の問題点について、施設の修繕、前室の追加設置、動線の改善、長靴の交換等の徹底といった具体的な改善を行っていたが、再び感染が認められた。一方、一部の再発農場では、前回の発生で確認された衛生対策上の問題の改善が不十分であったり、改善が継続できていなかったりする状況が確認されており、今後の農場の経営再開にあたっては、さらなる防疫対策の改善が望まれる。これらの再発農場の所在地、農場周辺環境、飼養規模、飼養形態、飼養管理方法は多様であり、現状では共通の再発要因を見いだすことは困難であるが、再発に関する何らかのリスク要因がなかったか引き続き検証する必要がある。

5 25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言

HPAIについては、国内において20/21シーズン以降6シーズン連続で家きんにおける発生が確認されたこと、野鳥等におけるHPAIV陽性確認事例が4シーズン連続で150事例を超えたこと、世界各地での発生状況、多様なウイルスの出現状況、多様な宿主における感染事例等を考慮すると、来シーズンも秋以降、渡り鳥の渡来によってHPAIVが国内へ持ち込まれることが懸念され、侵入するウイルスの性状等が変化する可能性を否定できない。また、本年1月から5月にかけて、北海道を中心にハシブトガラスにおいて継続的にHPAIV陽性事例が確認されているように、近年国内での野鳥における感染確認期間が長期化していること、台湾で本年6月17日にうずら農場で発生する等周辺国での発生期間が周年化しつつあること等を考慮すると、国内の家きんでのHPAIの発生について春以降も注意する必要があるおそれがある。

このため、25/26シーズンの疫学調査の結果を踏まえ、HPAIの発生及び地域における連続発生を防止し、発生に伴う殺処分等の影響を可能な限り低減することを目的として、家きんの飼養者、国・都道府県、関係機関・団体、市町村をはじめとする全ての関係者に対する今後の防疫対策の在り方を以下に提言する。従来から行っている対策に加え、来シーズンに向け、全ての関係者が一体となって対応し、全国的に更に強固な防疫体制を構築されたい。

(1) 異状の早期発見・早期通報

今シーズンの発生事例においても、過去のシーズン同様に、他の疾病を疑い様子を見る、毎日の健康観察が不十分、飼養衛生管理者が不在等の理由により、1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数の2倍以上となっているにもかかわらず、発見・通報が遅れた事例があった。また、死亡増加の始まりから通報までに数日を要した事例では、その間にウイルスが増殖し農場内に広く拡散したと考えられ、発生家きん舎内の壁や排水溝の汚泥等の環境材料からHPAIVやその遺伝子が確認されている。特に、大臣指定地域を含め、家きん農場集中地域においては、通報の遅延が大きなまん延リスクとなる。このため、本病の流行シーズン中は、毎日の健康観察を確実に行之、飼養する家きん群にわずかであっても通常と異なる兆候を認めた場合には、躊躇なく家畜保健衛生所へ通報することが重要である。また、大規模所有者においては、従事者が特定症状を呈する家きんを発見した際、所有者の許可や獣医師の確認を待つことなく迅速に家畜保健衛生所へ通報できる体制を整備し、全従事者へ周知徹底することが必要である。さらに、都道府県は、チアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状が認められない場合であっても、同一ケージ内で複数羽が同時に死亡することが多いこと等の本病発生時の特徴を生産者に周知し、鶏舎全体の死亡羽数の増加や症状のみに着目するのではなく、こうした特徴を踏まえた更なる早期通報を促すことが重要である。

(2) 飼養衛生管理の徹底

今シーズンの発生農場については、鶏舎の破損部が十分に修繕されておらず、野鳥・野生動物が侵入可能である農場や、外部事業者における衛生管理区域内入場時の作業着及び長靴の交換並びに手指の消毒の不徹底等、多岐にわたる飼養衛生管理項目に不備のある事例が確認された。飼養衛生管理基準は、HPAIをはじめとする感染症から飼養する家きんを守るため、家畜の所有者が遵守しなければな

らない最低限の基準であり、HPAIV侵入リスク低減の基本となる。家きんを飼養する農場においては、第三者の目も入れつつ、飼養衛生管理基準の全項目が特定の項目に偏ることなく遵守されているかを継続的に点検し、指導を受けることが重要である。そうした指導が十分になされている前提で、特に、

- ①従事者の対応が十分であっても外部事業者への取組が不十分である例が複数確認されていることを踏まえ、外部事業者を含め、衛生管理区域に入場する者は例外なく手指の洗浄・消毒や衣服・長靴の交換を行うとともに、確実に実施できる動線設計を行うほか、外部事業者に対しても可能な限り農場側で用意した衣服・長靴を着用させ、外部事業者が自ら持参する衣服・長靴を着用させる場合は、当該農場専用のものを持参していることを確認すること
- ②家きん舎において、表の出入口は対策が十分な場合でも、裏口では不十分な例が複数確認されていることを踏まえ、家きんの糞や家きんの死体等の搬出作業等のために裏口から家きん舎に出入りする場合であっても、手指の洗浄・消毒を行い、長靴の交換を行うこと
- ③場内での防疫対策に関する規則が適切に整備されていても、それが十分に周知・励行されているか明らかでない例が複数確認されていることを踏まえ、定期的な勉強会等を実施し、全ての従事者及び外部事業者への飼養衛生管理の定着を図るとともに、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報の周知徹底を図ること
- ④家きん舎・堆肥舎等に設置されている防鳥ネット、除糞設備や集卵設備の開口部等の施設全体の破損状況等を確認し、野鳥・野生動物等が侵入できる隙間をなくすとともに、縦型コンポストによる堆肥化、除糞ピットが屋外に開放されない構造への改修、車両洗浄水の排水設備の整備及び家きんの死体・破卵の焼却等により、野鳥の誘引防止を図ること
- ⑤ネズミの体表や気管、肺、直腸からHPAIVが確認されており、ネズミ等は、ウイルスの拡散に関与する可能性があるほか、ネコや他の野生動物の誘引要因ともなり得るため、定期的かつ継続的に駆除を実施し、その数を減らすことについて、徹底すべきである。

さらにより高度な対応として、家きん舎の換気を考慮しつつ、入気口へのフィルターや不織布の設置、細霧装置を用いた入気に対する消毒薬の噴霧等により、家きん舎への塵埃の侵入防止対策を講じることや、ドローン等を活用した野鳥の飛来状況や施設の破損箇所の点検、レーザー機器等を活用した野鳥の追い払いを実施する等、発生予防対策を一層強化することが重要である。

(3) 大臣指定地域における発生に備えた準備

24/25シーズンにおいては、短期間のうちに狭い地域で連続して発生する事例が複数認められた。今シーズンにおいてはそのような連続発生事例は認められなかったが、特に大臣指定地域においては、引き続きHPAIの発生及びまん延のリスク自体が高いと考えられる。このため、地域内でHPAIが発生した際の連続発生リスクを踏まえ、各農場においては、高い危機意識を持つとともに、地域での発生に備えた事前準備を含めた飼養衛生管理基準の遵守状況の点検・改善を積極的に図ることが必要である。

(4) 関係機関と連携した地域一体の野鳥対策

今シーズンにおいては、発生農場から100m以内の水域でカモ類が確認された事例や、発生農場周辺において多数のカラス類が認められた事例があった。野鳥は本病を農場内へ持ち込む主因の一つであるとともに、カラス類はその生態等から地域内でウイルスを拡散するリスクの高い鳥種と考えられる。このことを認識しつつ、野鳥の誘引防止を図ることが発生防止の観点から重要である。

また、大臣指定地域においては、関係機関が連携して農場周辺の野鳥の生息状況等を的確に把握し、野鳥を誘引する要因が認められる場合には、地域一体となって対策を検討することが重要である。特に、農場近隣の水田やため池等に飛来した水鳥が保有するHPAIVが、これらの場所に集まるカラス類、ネコやイタチ等の野生動物を介して農場へ持ち込まれるリスクに十分留意する必要がある。

このため、農場近隣の水田の耕起、雑草や不要な樹木の除去、ため池の水抜き及びテグスの設置に加え、家きん農場以外の野鳥の誘引要因となり得る他畜種の堆肥を扱う施設等における誘引防止対策等を実施し、地域一体となって野鳥の誘引リスクを低減することで、農場へのウイルス侵入機会を可能な限り減少させることが重要である。さらに、各農場における野鳥誘引防止対策を地域内の農場が一体となって実施することも有効である。

(5) 大規模農場における分割管理の導入

今シーズンの24事例の発生のうち、12事例が20万羽以上の大規模農場であった。飼養規模が大きいことは本病発生のリスク要因の一つであるとともに、大規模農場においてひとたび発生が起きた場合には、家きん製品の供給や防疫作業に要する労力及び費用の観点から、他の農場よりも影響が大きい。このため、飼養規模が20万羽以上等の大規模農場においては、令和7年10月1日より、農場の分割管理の導入についての検討が義務化されており、この推進を図ることが重要である。なお、国においては引き続き、分割管理の普及のため、発生リスクを高めることなくより平易に分割管理を導入できるような方法がないか、現行の規定の見直しに取り組むことが重要である。

(6) 既発農場における対策

今シーズンの24事例の発生のうち、8事例が過去に発生を経験した農場であり、うち2事例は3度目の発生であった。一部の再発農場においては野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理について再開時の改善が不十分であったり、一旦は改善していたもののそれが継続していない事例が認められた。このため、都道府県は当該農場の発生リスクが高い可能性を十分意識し、再開時の改善等の指導について、家畜防疫員だけでなく外部の専門家に依頼する等により、再発防止に向けた実効性のあるものとするよう努めるとともに、操業開始後においてもシーズン前には改善項目を含め継続的な飼養衛生管理基準の遵守指導を行うことが重要である。さらに、発生農場においては、危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を生産農場段階に採り入れ、飼養衛生管理手法の高度化を図る農場HACCPの取組も、再発防止のための対策強化に資するものと考えられる。

(7) あひる（あいがも）農場やうずら農場における対策

今シーズンのあひる（あいがも）農場における発生事例では、HPAIVに感染していても死亡の増加等の異常が明確でない事例が認められたほか、過去の発生事例

においても、死亡の増加がみられない中で産卵率の低下や歩行異常、起立不能、斜頸及び震え等の神経症状が認められた事例があった。このため、あひる（あいがも）農場においては、死亡羽数の増加のみに依存することなく、産卵率の低下や神経症状等の変化を含め、日常の飼養管理における異常の早期把握に努めるとともに、そのような異常があった場合には速やかに家畜保健衛生所へ通報することが重要である。さらに、1か所の孵卵場が多くの農場にひなを供給する実態があり、発生時には複数農場が疫学関連家さんとして指定された事例も確認されていることから、可能な限り速やかに関連農場を把握することが重要である。

また、うずら農場においては、同一家さん舎内に日齢の異なる複数のロットが混在し、若齢個体から廃用期に近い個体までを同時に多数飼養することから、死亡羽数は日々大きく変動し、平常時においても相当程度のばらつきが生じている。このため、死亡羽数が増加した場合であっても、その増加が通常の変動の範囲内として捉えられやすく、家さん舎全体としての異状として認識されにくいという特性がある。このような状況を踏まえ、うずら舎全体で死亡羽数の増加が認められない場合であっても、ケージ単位での死亡羽数の増加等、通常と異なる兆候が認められた際には、速やかに家畜保健衛生所へ通報することが重要である。

(8) 情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）

我が国へのHPAIVの侵入リスクの予察及び低減のためには、HPAIの世界各地での発生及び対策状況、多様な遺伝子再集合ウイルスの出現状況、鳥類・哺乳類での感染状況等を把握し、継続的な情報収集と動向の監視を行うことが重要である。特に、今シーズン欧州で発生件数が増加した原因の一つと考えられている新しい遺伝子型（EA-2024.DI.2.1）のウイルスの動向に注意すべきである。加えて、国内の家さん及び野鳥に由来するウイルスの遺伝子解析及び性状解析や海外のウイルス情報との比較解析、家さん舎へのHPAIVの様々な侵入リスク（塵埃、ハエ等）の検証、現時点でエビデンスが十分でない対策の効果検証、発生が繰り返される地域を含め、農場・家さん舎における発生要因のリスク分析等の研究調査体制を強化し、防疫体制の構築・維持に資することが重要である。

また、2023年10月からフランスにおいてあひるに対する本病ワクチンの予防的接種が開始されて以降、オランダ、英国及びイタリア等においてもワクチンのパイロットテストを実施する等、欧米諸国においても本病ワクチンの使用の議論が進んでいる。我が国においても、各国や国際機関等の議論の進捗を注視しつつ、国内の状況を踏まえ、関係各機関が協力し予防的ワクチン接種の導入に関する検討を行っていくことが重要である。

さらに、捕獲野鳥からHPAIVが検出された後に近隣農場でHPAIが発生した事例も認められており、都道府県は、従来から実施している死亡野鳥の検査に加え、各種調査や有害鳥獣捕獲等により捕獲された野鳥や環境試料（水）等を活用した検査を実施するとともに、農場内で死亡野鳥が確認された場合には生産者から都道府県等へ連絡するよう周知し、当該野鳥の検査を実施する等、地域におけるウイルスの浸潤状況の把握に努めることが重要である。加えて、本病の早期発見、発生予防、まん延防止等を一層推進する観点、また、防疫作業従事者や家さんの飼養者の負担を軽減する観点等から、人工知能（AI）やその他先端技術のさらなる活用、新技術の開発の可能性について検討することも意義があるものと考えられる。

(9) その他

米国では乳牛におけるHPAIVの感染が継続して報告されており、件数は減少傾向にあるものの、牛の移動や搾乳作業における交差汚染に加え、野鳥からの感染や、牛の飼養農場から家きん農場への伝播も確認されている。また、本年1月にはオランダにおいて乳牛からHPAIVに対する抗体が検出される事例が報告されている。これらの状況を踏まえ、引き続き海外における哺乳類での感染動向を注視するとともに、HPAIに限らず野鳥や野生動物を介した感染を防止するため、牛の飼養農場を含め、地域一体となって野鳥や野生動物の誘引防止対策を推進することが重要である。

また、都道府県の家畜保健衛生所においては、管内の飼養牛に乳量の減少や食欲低下等の異状が認められ原因が特定されない場合には、疫学的状況や症状の経過を踏まえ、HPAIの可能性も考慮した検査を検討する必要がある。加えて、HPAIに限らず、臨床症状を呈する病牛を取り扱う際には、基本的な感染防御対策の徹底に留意することが重要である。

1 高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム委員

會田	恒彦	新潟県上越家畜保健衛生所 次長
安齊	友巳	一般財団法人自然環境研究センター 研究本部長
岩尾	健	鳥取県西部家畜保健衛生所 所長
岩科	友希	一般財団法人自然環境研究センター 上席研究員
内田	裕子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門ウイルス感染症研究領域長
太田	智恵子	青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所 防疫課長
大山	えり香	宮崎家畜保健衛生所 病性鑑定課 課長
岡田	幸大	京都府南丹家畜保健衛生所 防疫課長
岡田	崇	兵庫県農林水産部畜産課 家畜安全官
鹿島	悠幹	茨城県県西家畜保健衛生所 防疫課長
金井	裕	公益財団法人日本野鳥の会 参与
黒岩	恵	岡山県津山家畜保健衛生所 副参事
澤田	徳子	岩手県中央家畜保健衛生所 上席獣医師
澁市	さつき	香川県農政水産部畜産課 課長補佐
白田	一敏	株式会社ピーピーキューシー 代表取締役
砂川	富正	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所 応用疫学研究センター長
高野	泰司	宮城県農政部家畜防疫対策室衛生安全班 技術補佐
棚橋	嘉大	岐阜県中央家畜保健衛生所 病性鑑定監
萩谷	香織	北海道石狩家畜保健衛生所 予防課長
藤井	誠一	北海道胆振家畜保健衛生所 指導課長
松田	きく	北海道空知家畜保健衛生所 指導課長
三浦	良彰	千葉県農林水産部畜産課家畜衛生対策室 主査
森口	紗千子	国立大学法人鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター 特命准教授
山岸	聡美	埼玉県中央家畜保健衛生所 病性鑑定担当部長
山口	剛士	国立大学法人鳥取大学農学部共同獣医学科 教授（チーム長）
山本	健久	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門疫学・病態研究領域 疫学グループ長 （チーム長代理）
若原	繁樹	三重県中央家畜保健衛生所 防疫指導課長 （五十音順、敬称略。所属・役職名は委員在任時。）

2 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課